

令和２年度 第３回 碧南市地域福祉計画策定委員会
次 第

日時 令和２年１０月２７日（火）

午前１０時から

場所 へきなん福祉センターあいくる
会議室１・２・３

１ あいさつ

２ 議題

次期へきなん地域福祉ハッピープランの計画案について

３ その他

碧南市地域福祉計画策定委員会名簿

No.	団 体 名	役職名	委員氏名
1	碧南市民生委員児童委員協議会	委員長	河原 厚司
2	碧南市社会福祉協議会	職務代理	杉浦 邦俊
3	碧南市連絡委員		長谷 基宏
4	碧南市老人クラブ連合会		禰宜田 知司
5	碧南市主任児童委員		古井 露子
6	碧南市身体障害者福祉協会		鈴木 たか子
7	碧南市手をつなぐ育成会		牧野 昭彦
8	社会福祉法人樫の木乳幼児福祉会		對馬 幸司
9	碧南市健康推進員		服部 千代美
10	碧南市おやじの会連絡会		磯貝 雅樹
11	碧南市ボランティア連絡協議会		永坂 幸子
12	碧南保護区保護司会 碧南支部		鳥居 寛英
13	碧南市小中学校校長会代表		立花 明德

アドバイザー

14	日本福祉大学社会福祉学部 教授	野尻 紀恵
----	-----------------	-------

事務局

15	碧南市福祉こども部長	杉浦 秀司
16	碧南市福祉課長	杉浦 浩二
17	碧南市福祉課社会福祉係 係長	河原 睦
18	碧南市福祉課社会福祉係 主査	沼田 京子
19	碧南市福祉課社会福祉係 主事	澤田 直也
20	碧南市福祉課社会福祉係 主事	杉浦 久美子
21	碧南市福祉課社会福祉係 主事	板倉 尚宏
22	社会福祉協議会地域福祉課長兼地域福祉係長	鈴木 利男
23	社会福祉協議会地域福祉課地域福祉担当係長	野中 和彦
24	社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係主査	古川 裕隆
25	社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係主査	小島 誠司

へきなん地域福祉ハッピープラン
第3次碧南市地域福祉計画
第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画
<素案>

碧南市・碧南市社会福祉協議会
令和2年●月

目 次

第1章	計画の概要	3
1	地域福祉とは	3
2	計画策定の背景	5
3	計画の位置づけ	7
4	計画の期間	9
5	計画の策定体制	10
第2章	碧南市の状況.....	11
1	碧南市の現状	11
2	市民意識調査結果.....	20
3	市政アンケート調査結果.....	26
4	団体調査結果	29
5	現行計画の評価	32
6	課題の整理	36
第3章	計画の基本的な考え方	37
1	基本理念	37
2	基本目標	38
3	施策の体系及び重点施策	39
第4章	基本計画	40
	基本目標1 福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成	40
	基本目標2 地域の支え合いの仕組みづくり	46
	基本目標3 安心・安全に暮らせる地域づくり	52
第5章	地区別計画	64
	新川地区.....	66
	中央地区.....	68
	大浜地区.....	70
	棚尾地区.....	72
	旭地区.....	74
	西端地区.....	76
第6章	計画の推進	78
1	計画の推進体制	78
2	計画の普及啓発	78
3	計画の進捗管理・評価	78
資料編		79
1	令和2年度碧南市地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	79
2	碧南市地域福祉計画策定委員会規程.....	80
3	へきなん地域福祉ハッピープラン策定の経緯	81

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の定義

「ふくし」とは…

ふだんの くらしの しあわせ

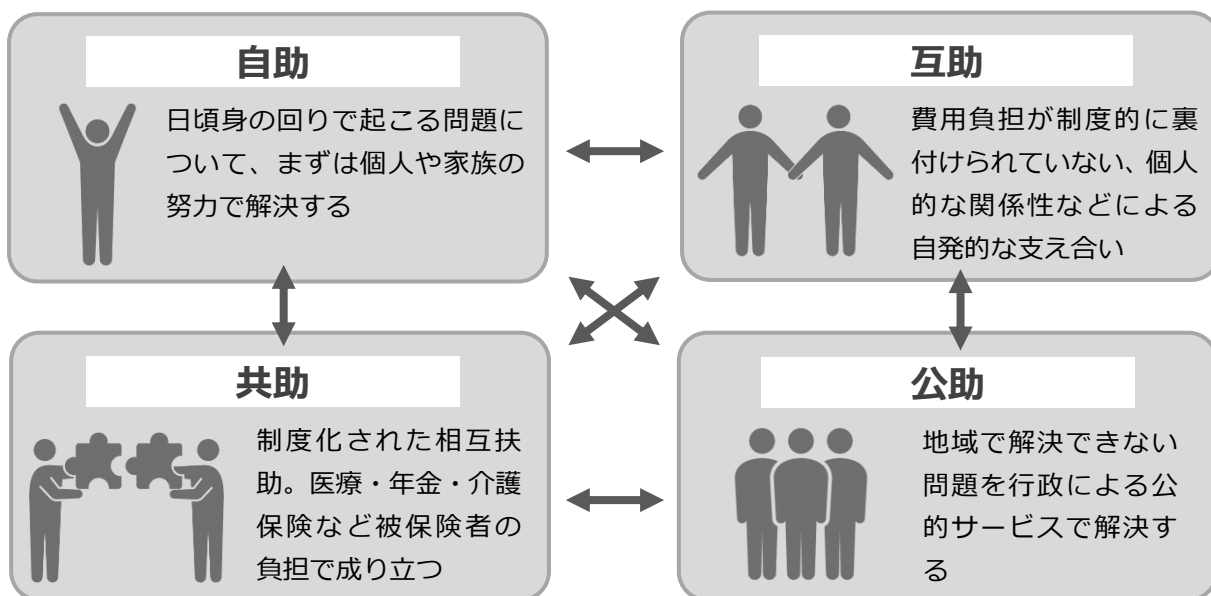
これまで「福祉」は、高齢者や障害者、子どもなどの対象者ごとに分かれた制度に基づいて支援体制が整えられ、サービスが提供されてきました。しかし、地域社会が大きく変容する現代社会において、誰もが普段の生活に不安や不便を抱える可能性があります。

地域福祉とは、そういった課題を行政のサービスだけではなく、隣近所や地域、事業所が主体的に関わり合う中で解決していくことをいいます。

地域は、そこに暮らす住民が主体的に関わり合い、地域のことを自分ごととして考えることでより良くなっていきます。そのため、ボランティアなどの民間の公益的な活動も、行政の穴埋めではなく、「わたしたちの」地域をつくる大きな力となります。また、労力のかかる支援だけでなく、地域の中で顔の見える関係をつくることや、ちょっとした見守り・手助けをすることなども地域福祉につながります。

（２）地域福祉を進めるための自助・互助・共助・公助

地域福祉を進めるためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点を持って、重層的に取り組んでいくことが大切です。また、これまではそれぞれが役割分担して取り組みを進めることに重きが置かれていましたが、昨今の多様化・複雑化する地域生活課題に対応していくためには、それぞれが重なり合って、柔軟に、できることをやっていくことが大切です。

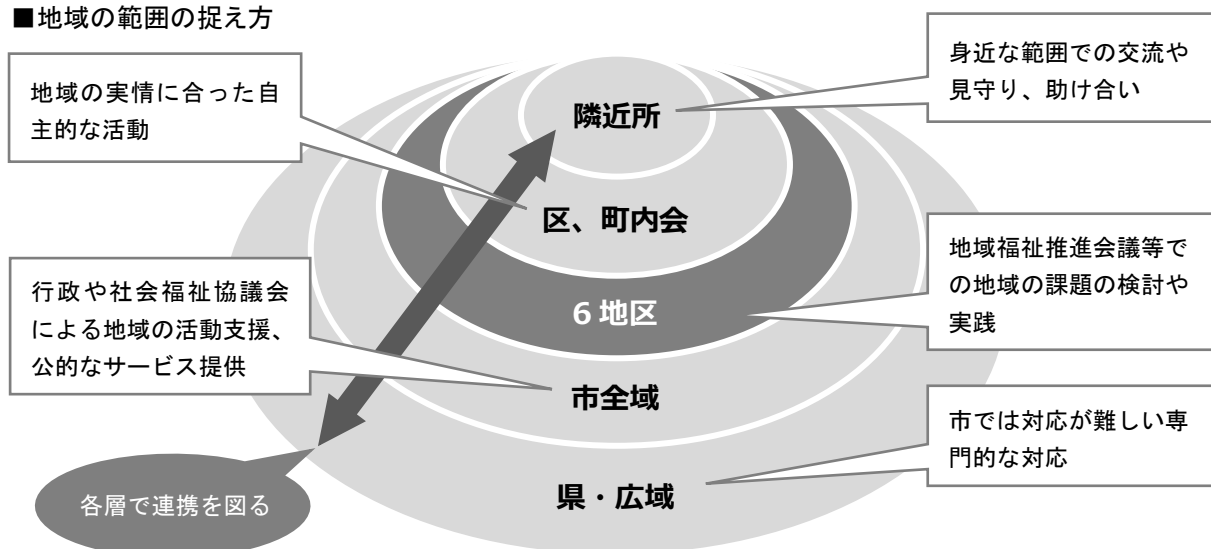


（３）地域福祉を進めるための圏域の考え方

地域福祉を推進していくには、身近な隣近所での支え合いから、行政や社会福祉協議会、福祉事業所による専門的な支援まで、地域の課題や実情を踏まえた取り組みが必要になります。

碧南市（以下、「本市」という。）では、これまで市内6地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において地域福祉推進会議を開催し、地域福祉を進める主要な圏域として役割を担ってきました。今後も、6地区を単位とした課題検討や取り組みの実践を進めつつ、地域を重層的に捉え、各階層が相互に連携し、適切な範囲において多様な施策を展開していきます。

■地域の範囲の捉え方



２ 計画策定の背景

（１）策定の趣旨

近年、国全体では人口減少や少子高齢化の進行、都市化や情報化、国際化の進展などにより、社会は大きく変化しています。一人ひとりの暮らしについても、単身世帯や核家族の増加による世帯の縮小、働き方やライフスタイル、価値観の多様化などにより、かつての地域社会の関係性は変容し、地域のつながりの希薄化がみられます。そんな中、地域を取り巻く課題はますます複雑化・多様化しています。例えば、ひきこもりやごみ屋敷、生活困窮者等の新たな社会問題や、５０歳代の引きこもりの子どもと８０歳代の介護が必要な親の「８０５０問題」といった複合的な課題を抱える世帯など、従来の分野ごとの福祉制度では対応できない課題がみられます。こうした課題に対応していくには、分野にとらわれず、地域で包括的に困りごとを受け止めることや、関係者の横断的な連携により支援体制を強化することが求められます。

本市では、行政と碧南市社会福祉協議会が個別に策定してきた「碧南市地域福祉計画」（市策定）、「碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（社会福祉協議会策定）を一体とし、平成２８年に「へきなん地域福祉ハッピープラン（第２次碧南市地域福祉計画・第４次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画）」（以下、「前回計画」という。）を策定しました。近年は、市内６地区で「地域福祉推進会議」が開催され、定期的な会合が行われたり、主体的な地域活動が進められています。また、市民の地域参加については、「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」（平成２５年施行）により、市民や行政が協力し合ってより良い碧南市をつくるための基本ルールが定められています。この考えに基づき、地域の様々な組織が協力して地域自治を進める「地域まちづくり組織」の設置に向けた活動も始まっています。

一方で、今後本市でもますます少子高齢化が進み、人口も縮小していくことが見込まれる中、これまで以上に支援を必要とする人が増えてくることが懸念されます。そのため、行政や社会福祉協議会が課題を抱えている人に寄り添い、支えていくことはもちろん、地域や身近な隣近所で互いに支え合っていくことが重要となっています。

このたび前回計画が期間満了を迎えるにあたり、あらためて市民や地域の活動団体等が抱える課題や意識、方向性を把握するとともに、これまで推進してきた施策の評価・見直しを行い、新たな本市における地域福祉の方向性を示す必要があります。以上を踏まえ、「第３次碧南市地域福祉計画」と「第５次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体とした「へきなん地域福祉ハッピープラン」を策定します。

(2) 国の動き

国では近年、「地域共生社会」の実現に向けた様々な動きがみられます。平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法についても改正されました。これにより、地域福祉計画は福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられることとなりました。併せて、「地域福祉計画策定のガイドライン」も新たに示されています。

■地域福祉に関する近年の動き

年月	通知等	内容等
平成12年 6月	社会福祉法の改正	「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に法名改正されるとともに、「地域福祉の推進」と「地域福祉計画」が法律に位置づけられる。
平成15年 11月	「地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」の提示	全国社会福祉協議会により「地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」が示され、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定について言及される。
平成20年 3月	「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」の提示	「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告により、地域における「新たな支え合い（共助）」を確立するという地域福祉の役割と地域福祉を推進するための具体的な条件整備等が位置づけられる。
平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指す。「地域共生社会の実現」が示されている。
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	地域共生社会実現のための具体策を検討する。
10月	地域強化力検討会の設置	住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う。
平成29年 6月	社会福祉法の改正 （「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立）	「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定される。地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定め上位計画として位置づけることも明記される。
12月	地域福祉計画策定ガイドライン提示	地域福祉の推進に関する事項として5つの事項を一体的に定める計画として、「市町村地域福祉計画」を策定することが努力義務とされる。
平成30年 4月	改正社会福祉法の施行	
令和元年 5月	地域共生社会推進検討会の設置	市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討する。とりまとめでは、3つの支援（「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」）を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示される。

3 計画の位置づけ

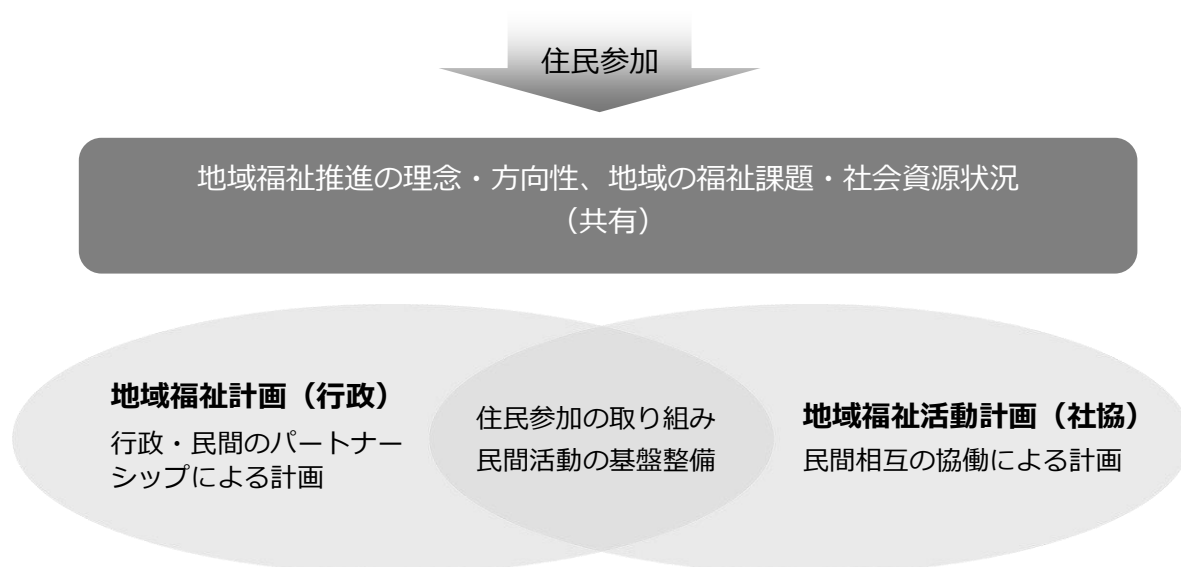
(1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」策定の位置づけ

- **「地域福祉計画」**は、社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、市の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。
- **「地域福祉活動計画」**は、全国社会福祉協議会が示す「地域福祉活動計画策定指針」において、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と示されているものです。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すもので、互いに補完・補強し合う関係となっています。また、策定過程においては住民が参加し、事業者・社会福祉協議会・行政と協働することが重要となり、計画策定自体が住民の福祉意識の向上や、住民相互の関係づくりにつながります。そのため、両計画の内容を共有し、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むことが求められます。

こうした点を踏まえ、本市では、前回計画から両計画を一体的に策定しています。本計画においても、行政と社会福祉協議会が相互に地域福祉の課題や方向性を共有し、取り組みを充実させていく必要があるため、引き続き一体的に策定することとします。

■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

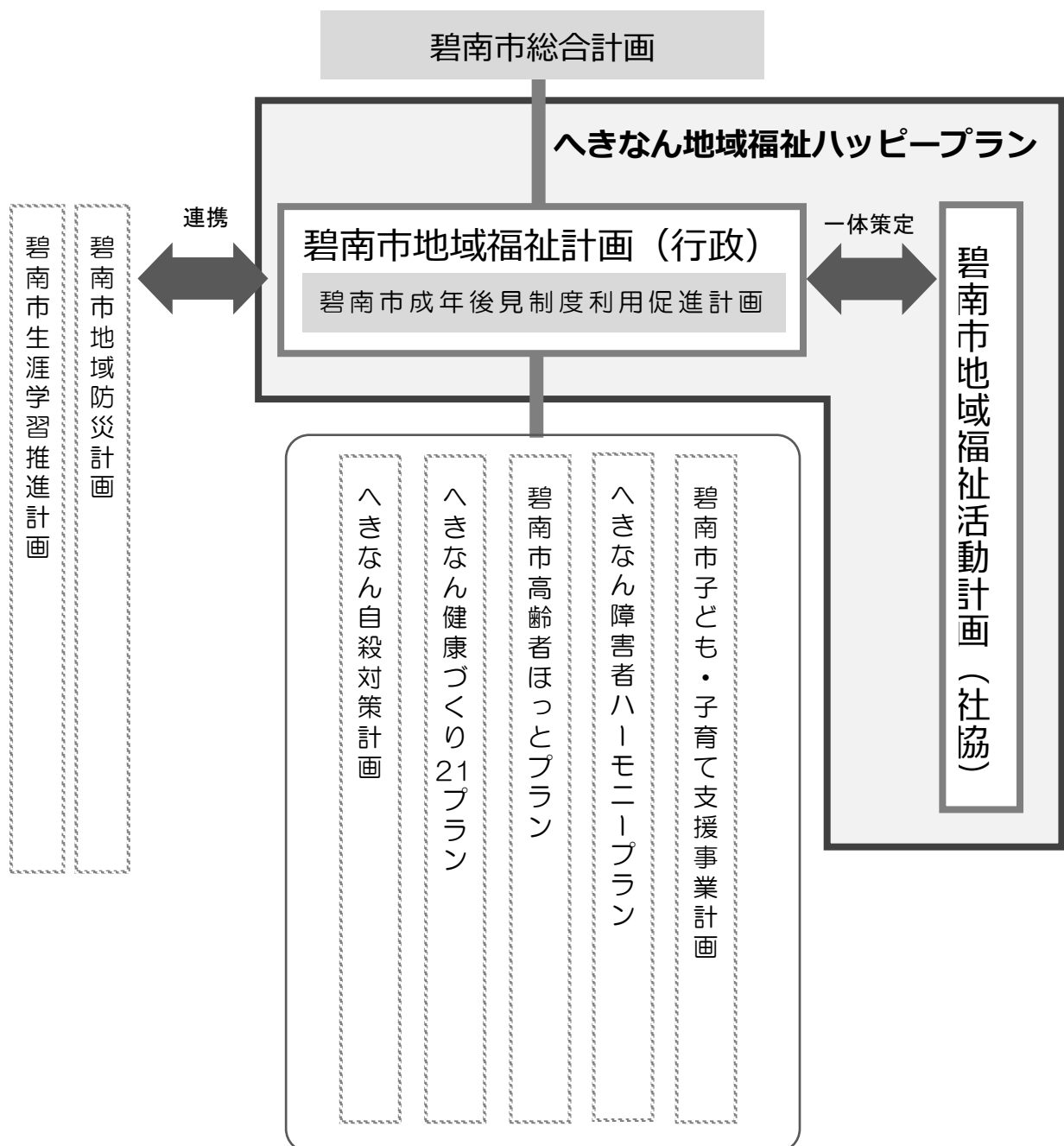


(2) 他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「総合計画」との整合を図り、策定します。また、「社会福祉法」の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、子ども・子育て、障害福祉、介護・高齢者福祉などの本市の他の福祉分野の計画とも整合性を図ります。

さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」も本計画に内包することとします。

■他計画との関係



（３）社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、「社会福祉法」第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定された社会福祉法人です。

社協は、以下の事業を行う地域福祉活動の推進組織として、中核的な役割が求められています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等
- ④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

これを踏まえ、社協では、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

つまり、行政の手の行き届かない社会福祉に関する様々な事業を行うことで、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めています。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、6年とし、必要に応じ、見直しを行います。

■計画の期間

年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉計画 (行政)	へきなん地域福祉 ハッピープラン 〔第2次地域福祉計画 第4次地域福祉活動計画〕					へきなん地域福祉 ハッピープラン 〔第3次地域福祉計画 第5次地域福祉活動計画〕					
地域福祉活動計画 (社協)											

5 計画の策定体制

本計画の対象は、本市に暮らす住民や、活動する団体、事業所等、本市に関わりを持つすべての人を対象とし、性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず誰もが福祉の担い手であり、受け手となります。そのため、計画策定段階においても住民が参加し、地域の課題を自分ごととして考えていくため、次のような体制で計画の策定を進めました。

（１）碧南市地域福祉計画策定委員会

学識経験者、地域団体・福祉関係団体の代表者、教育機関の代表者等で構成した「碧南市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉に関わる様々な分野から本計画の施策、内容等について検討を行い、計画に反映しました。

（２）碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会

本市の福祉課及び社会福祉協議会を事務局とし、関係課の職員を部会員として構成した「碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会」において、計画策定の進め方や課題、計画案の検討・作成を行いました。

（３）地域福祉推進会議

市内6地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において、これまでの各地域の取り組みを踏まえ、今後の方向性等を地域住民同士で検討するため、地域福祉推進会議を各地区2回開催しました。会議は、ワークショップ形式で実施しました。

（４）市民意識調査

住民の福祉についての考えや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、18歳以上の本市で暮らす住民を対象にアンケート調査を実施しました。

また、令和元年度に実施した市政アンケートにおいても、地域福祉に関連する項目について、結果を活用・分析を行いました。

（５）団体等ヒアリング調査

福祉やまちづくりに関わる団体等の考えや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、各分野で活動する団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

（６）関係課等ヒアリング調査

前回計画の施策や事業の進捗状況及び今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、関係課や社協等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

第2章 碧南市の状況

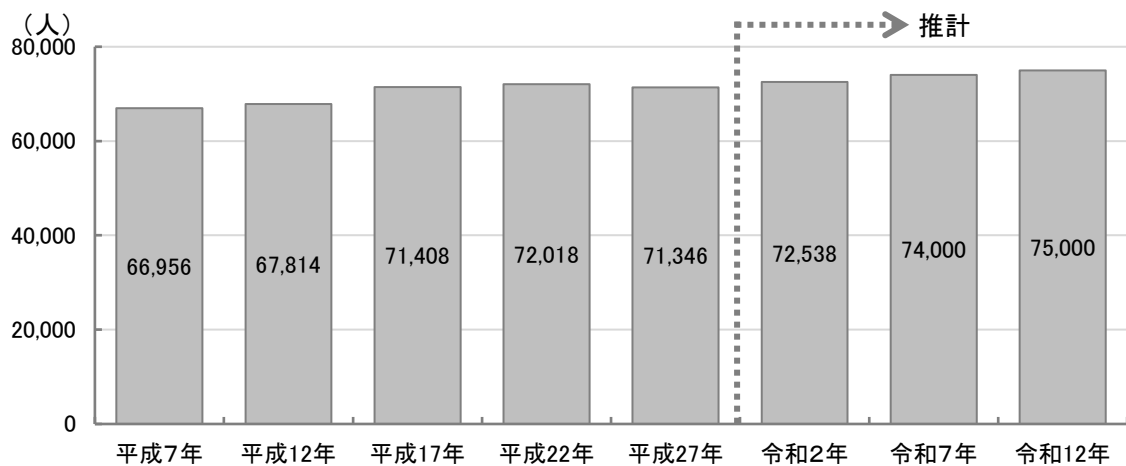
1 碧南市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成22年までは増加していましたが、平成27年では減少に転じています。今後は、若者や外国人などを中心に増加していることを踏まえ、総人口の増加を見込んでいます。

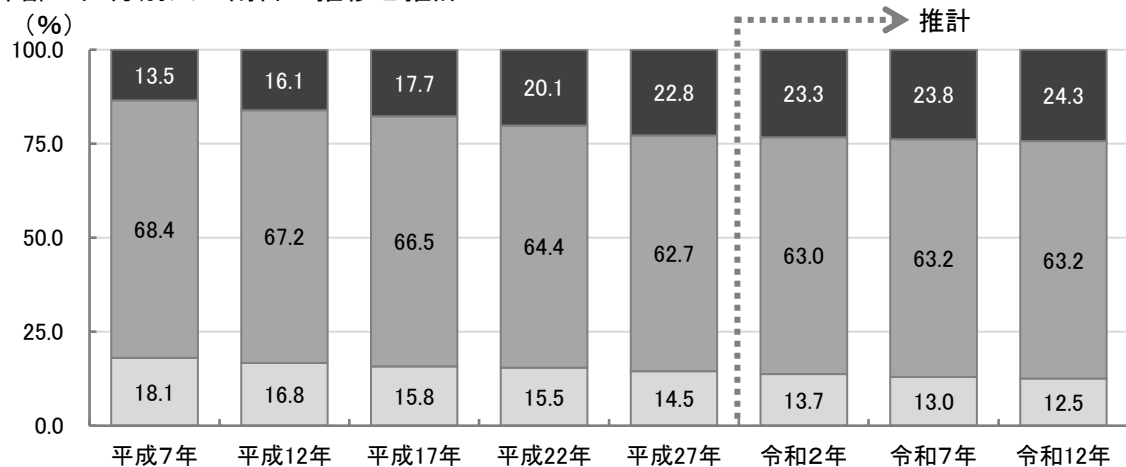
年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合が減少、65歳以上の人口割合が増加しており、今後も少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

■総人口の推移と推計



資料：(平成27年まで) 国勢調査、(令和2年以降) 第6次碧南市総合計画

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



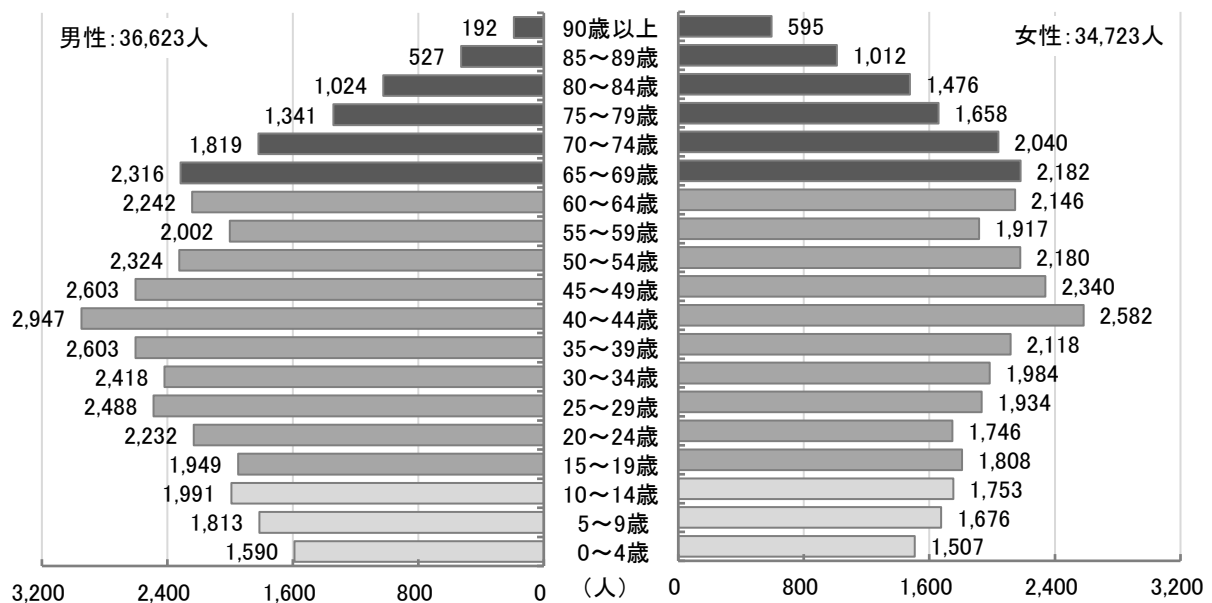
□ 15歳未満 □ 15～64歳 ■ 65歳以上

資料：(平成27年まで) 国勢調査、(令和2年以降) 第6次碧南市総合計画

人口ピラミッドをみると、本市には多くの自動車関連企業が立地することから、男性の人口が多くなっています。特に２０～３０歳代では男性の人口が女性よりも２，０００人程度多くなっています。一方で、高齢になるほどその差は小さくなり、７０歳以上では各年齢層で女性が男性の人口を上回っています。

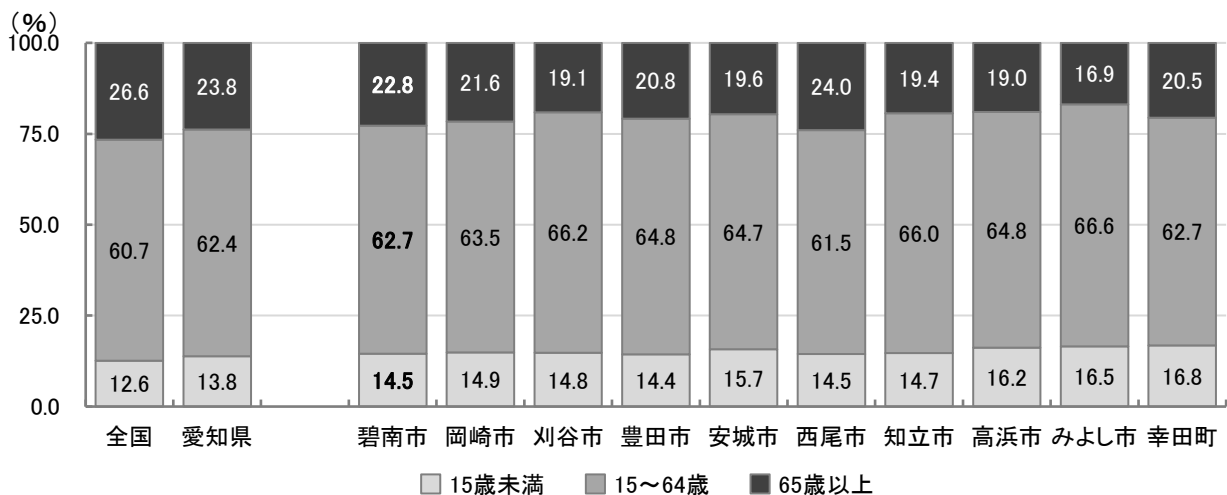
全国、愛知県、西三河地域と年齢３区分別人口割合を比較すると、本市の高齢化率（６５歳以上人口の割合）は全国や愛知県よりも低くなっていますが、西三河地域ではやや高めとなっています。

■人口ピラミッド（平成２７年）



*年齢不詳者 271人 資料：国勢調査

■全国、愛知県、西三河地域との年齢３区分別人口割合の比較（平成２７年）

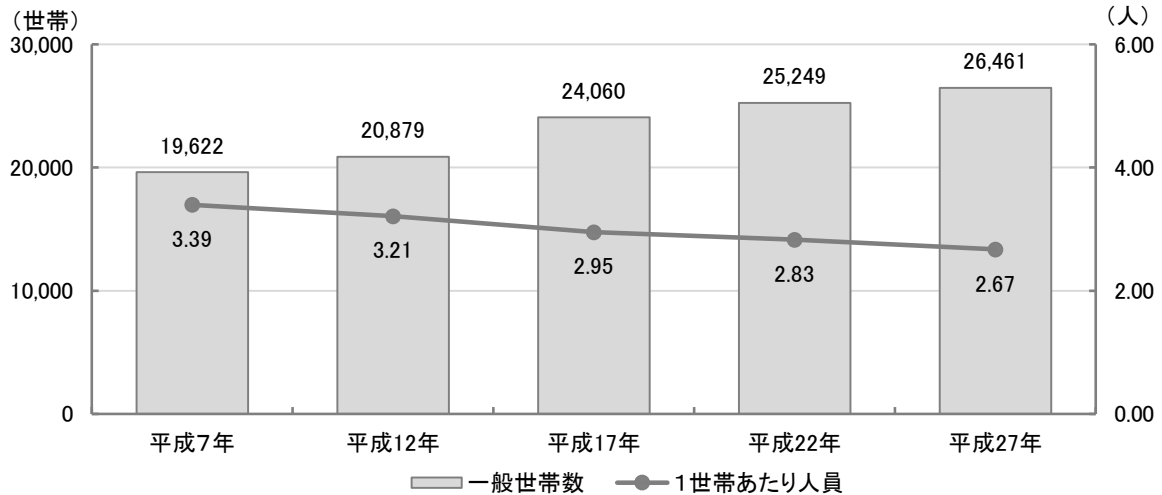


(2) 世帯の状況

一般世帯数と1世帯あたり人員数は、一般世帯数が年々増加している一方で、1世帯あたり人員数は減少し、世帯規模が縮小しています。

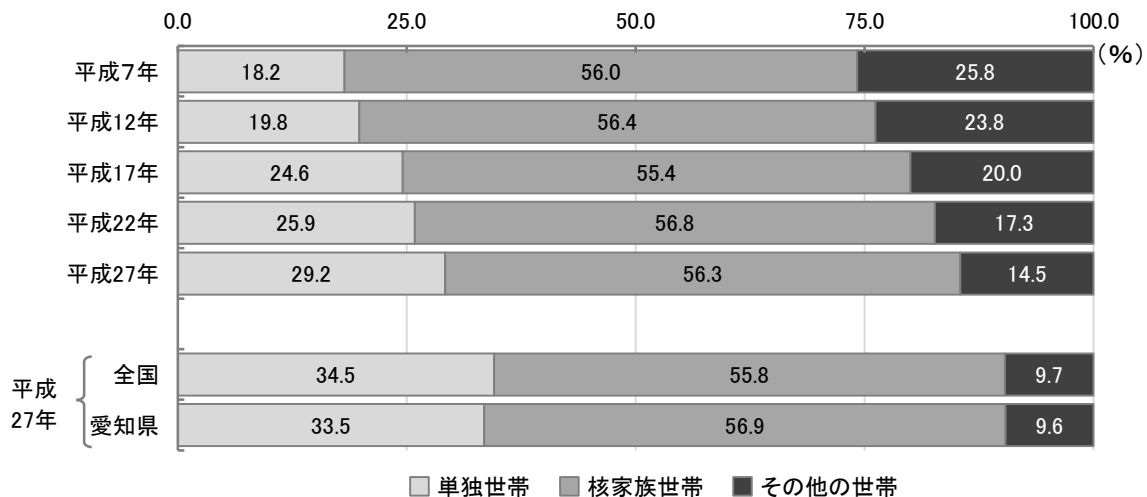
世帯の家族類型別割合をみると、単独世帯は年々増加しており、多世代世帯を含むその他の世帯は年々減少しています。一方で、全国や愛知県と比較すると、本市は「その他の世帯」の割合が高く、多世代世帯が多い状況がうかがえます。

■一般世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯の家族類型別割合の推移と全国、愛知県との比較



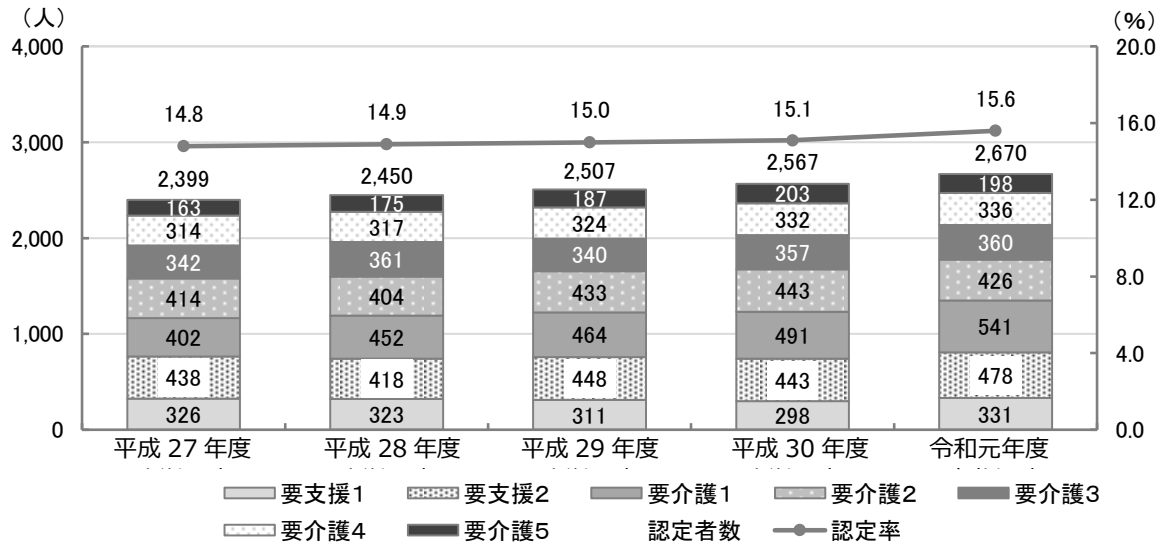
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

要支援・要介護認定者数、認定率ともに増加傾向です。

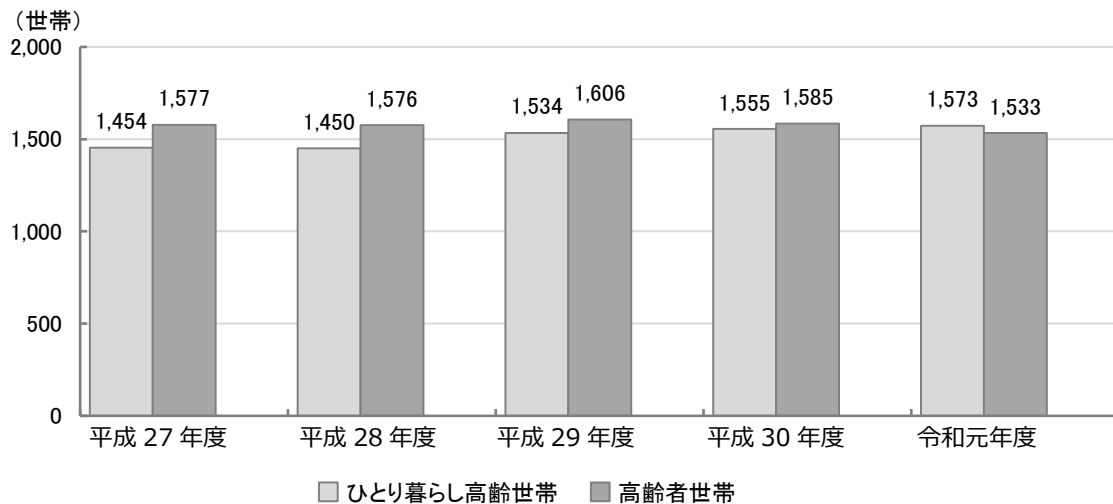
高齢者のみの世帯数は、ひとり暮らし高齢世帯は増加傾向、高齢者世帯は横ばいです。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：高齢介護課（各年度10月31日）

■高齢者のみの世帯数の推移



資料：高齢介護課（各年度12月1日）

(4) 子どもの状況

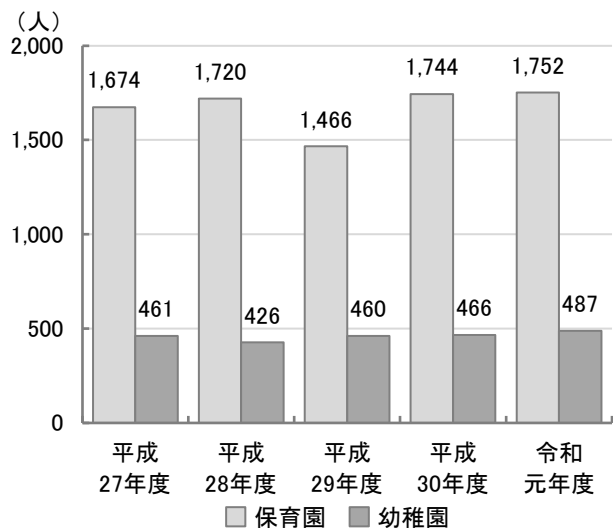
保育園・幼稚園の児童数は、年度により増減しており、保育園の児童数は平成29年度で大きく減少し、その後は1,700人台となっています。幼稚園の児童数は、平成28年度以降、増加しています。

小学校の児童数は、平成27年度から令和元年度にかけておおむね減少傾向となっています。中学校の生徒数は、年度により増減しています。

児童クラブのクラブ数は増加していましたが、平成29年度以降は新規開設がないため横ばいとなっています。通所児童数は平成30年度までは年々増加していましたが、平成30年度以降は横ばいとなっています。

ひとり親世帯数は、母子世帯数が増加しています。

■保育園・幼稚園の児童数の推移

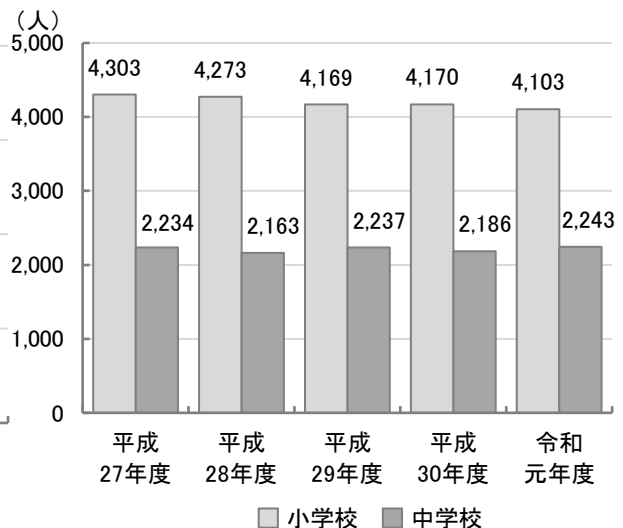


資料：(保育園) こども課 (各年度4月1日)

※令和元年度より認定こども園も含めて掲載。

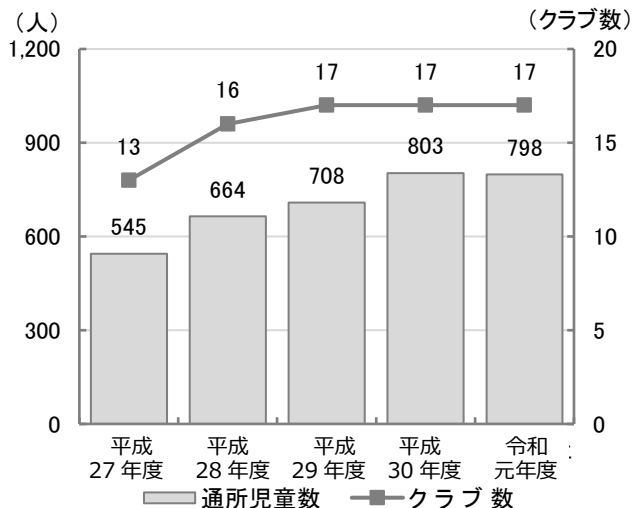
(幼稚園) 学校基本調査 (各年度5月1日)

■小学校・中学校の児童・生徒数の推移



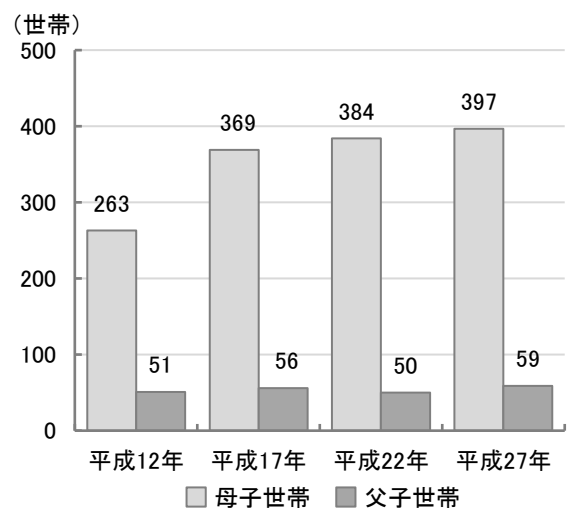
資料：教育委員会 (各年度5月1日)

■児童クラブのクラブ数と通所児童数の推移



資料：こども課 (各年度4月1日)

■ひとり親世帯数の推移

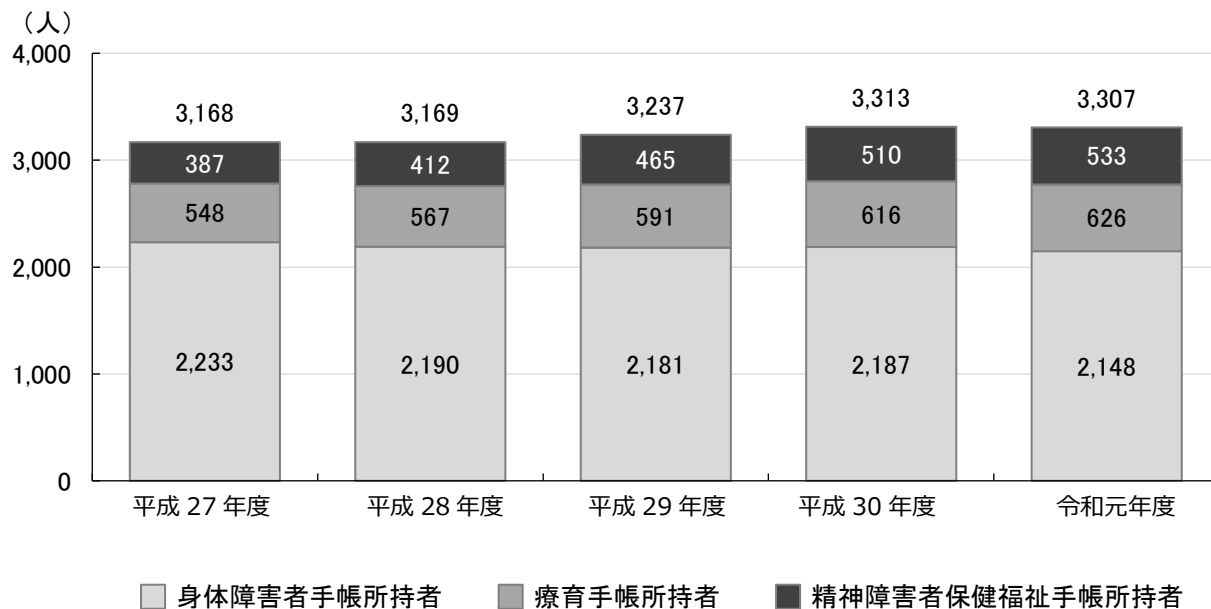


資料：国勢調査

（５）障害者の状況

障害者手帳所持者は、年々微増していましたが、令和元年度では微減となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は概ね横ばい傾向、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者の推移

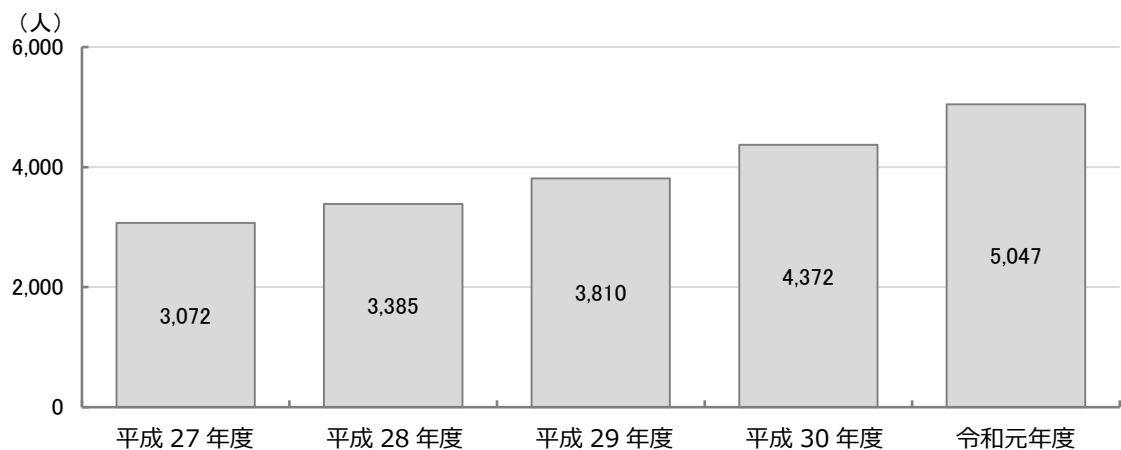


資料：福祉課（各年度 4 月 1 日）

(6) 外国人の状況

外国人住民は年々増加し、平成31年では5,000人を超えています。

■外国人住民の推移

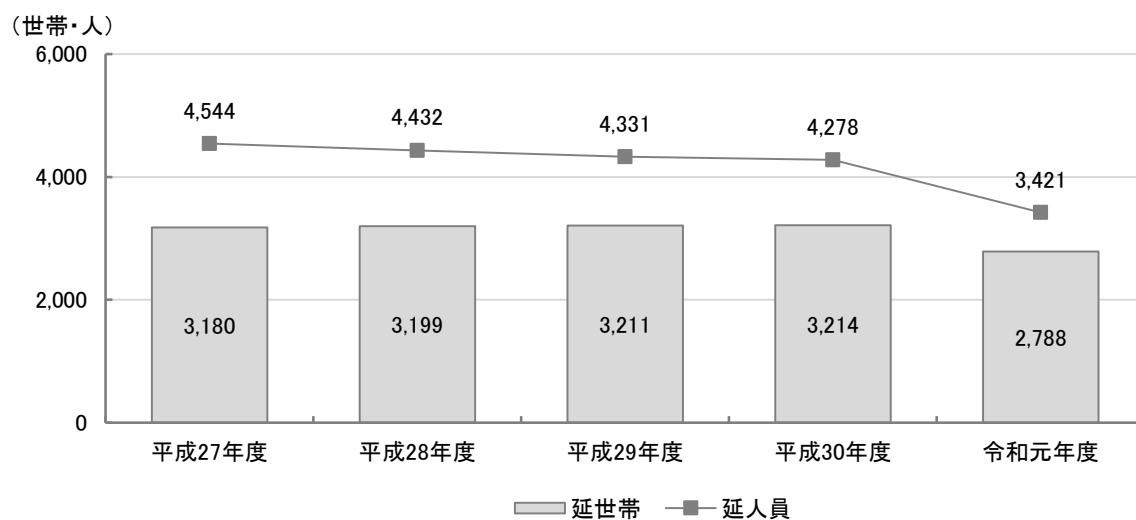


資料：住民基本台帳（各年度4月1日）

(7) 生活保護の状況

生活保護受給延世帯数、生活保護受給延人員ともに令和元年度で減少しています。

■生活保護受給延世帯数、人員の推移



資料：福祉課

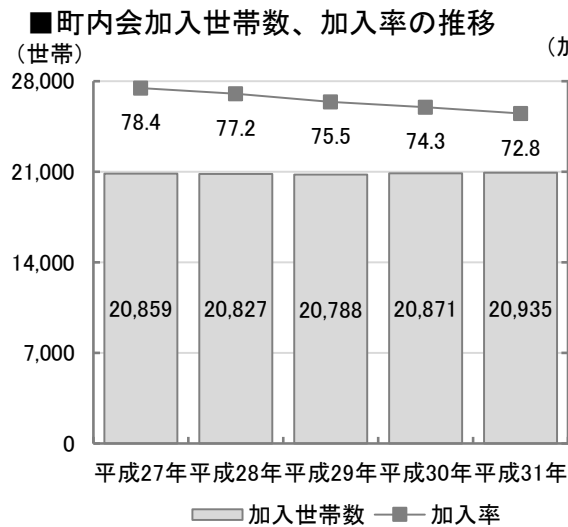
（８）地域活動の状況

町内会加入世帯数は、平成２９年以降微増となっていますが、加入率は年々減少しています。

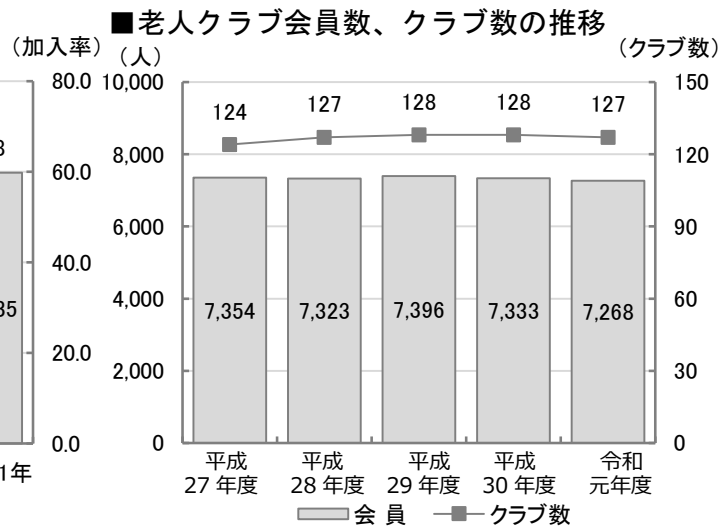
老人クラブ会員数、クラブ数はほぼ横ばいとなっています。

子ども会会員数は、ほぼ横ばいとなっています。加入率は９割前後を増減しています。

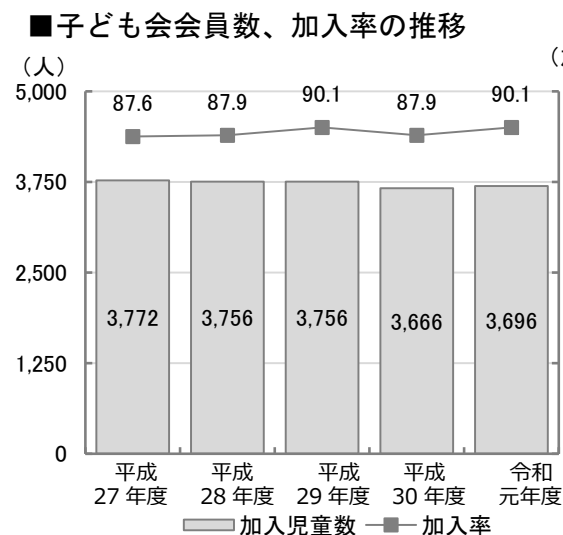
ボランティア登録団体数・登録者ともに平成２８年度以降増加しています。



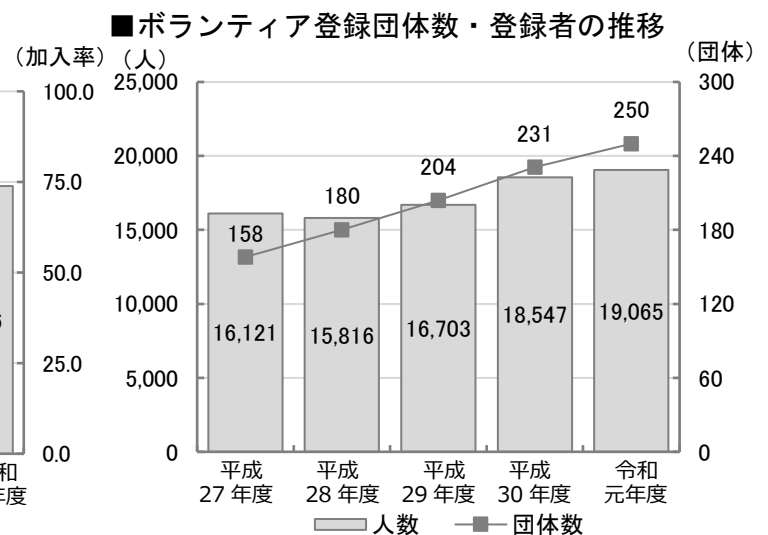
資料：地域協働課（各年１月１日）



資料：高齢介護課（各年度４月１日）



資料：生涯学習課（各年度４月１日）

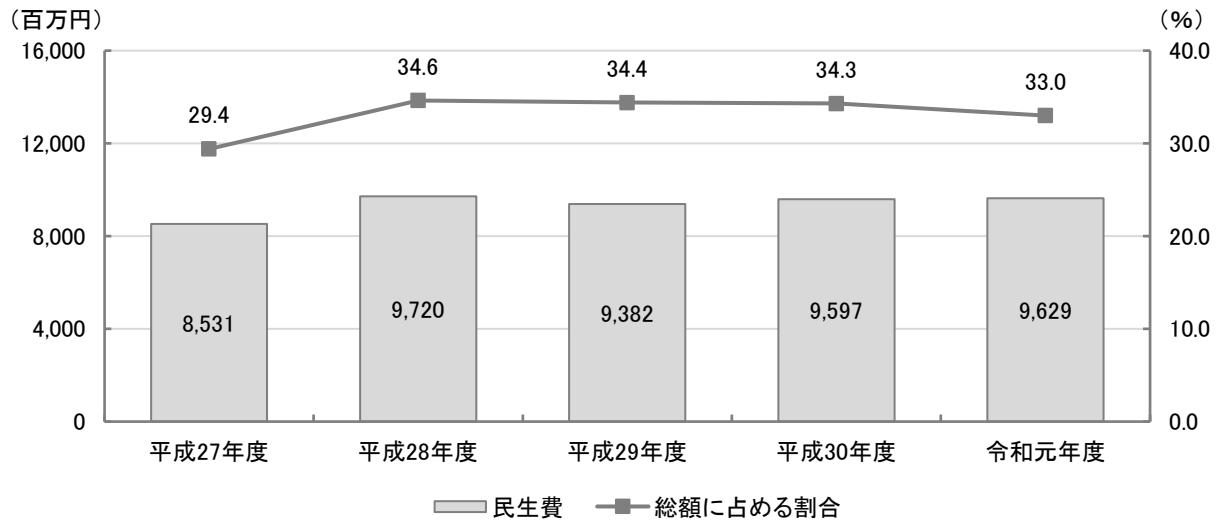


資料：地域協働課（各年度４月１日）

（９）民生費の状況

民生費は、平成２８年度に約１０億円と増加し、その後は年度により増減しています。総決算額に占める割合は、近年は３割半ば程度で推移しています。

■ 民生費の推移



資料：行政課

2 市民意識調査結果

本計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用するため、アンケート調査を実施しました。

■調査結果の概要

- 調査対象者 令和2年5月1日時点の18歳以上の市民1,000人
- 調査期間 令和2年5月22日から6月4日まで
- 調査方法 郵送配布・郵送回収。調査票による本人記入方式
- 回収結果 有効回収数：474件 有効回収率：47.4%

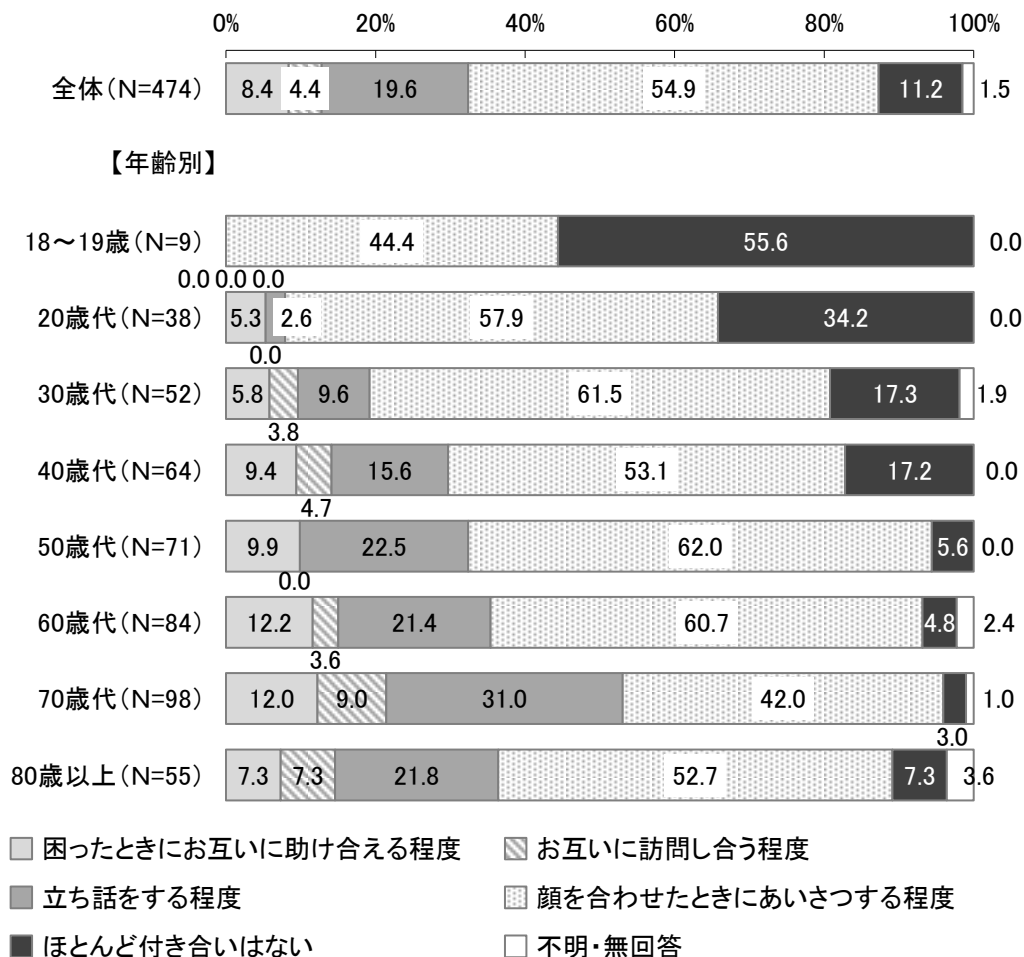
* 以下のグラフ中の「N」は、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

(1) 近所付き合いについて

近所付き合いの程度は、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が最も高く、次いで「立ち話をする程度」となっています。年齢別でみると、70歳代で『親しく付き合っている』が他の年齢と比べて高く、全体として若い人ほど付き合いが薄いことがうかがえます。

*『親しく付き合っている』 …「困ったときにお互いに助け合える程度」と「お互いに訪問し合う程度」の合算

■近所の人との付き合いの程度



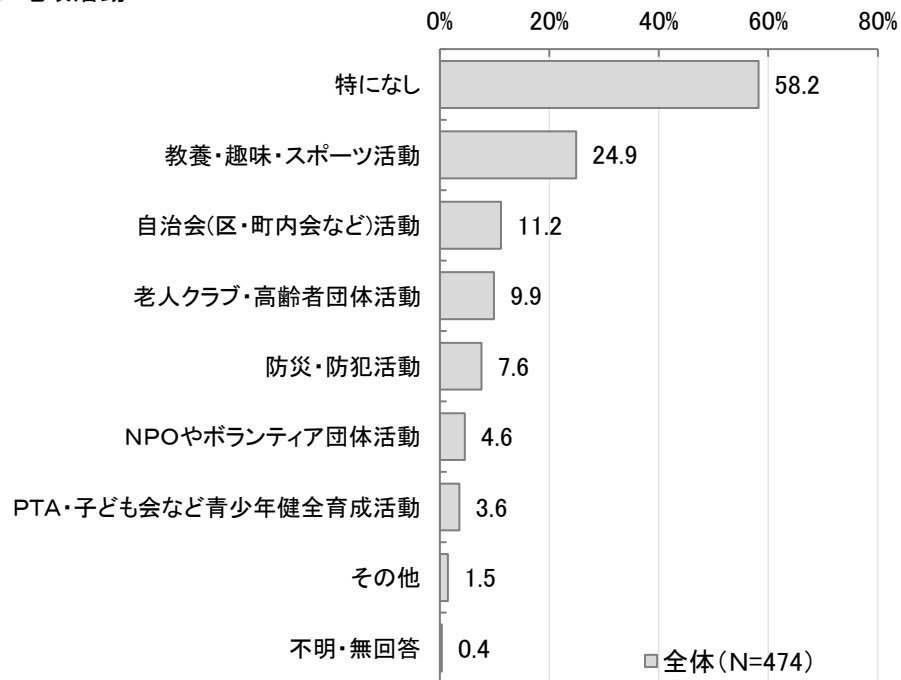
(2) 地域活動について

参加したい地域活動は、「特になし」を除くと、「教養・趣味・スポーツ活動」が最も高く、次いで「自治会(区・町内会など)活動」「老人クラブ・高齢者団体活動」となっています。

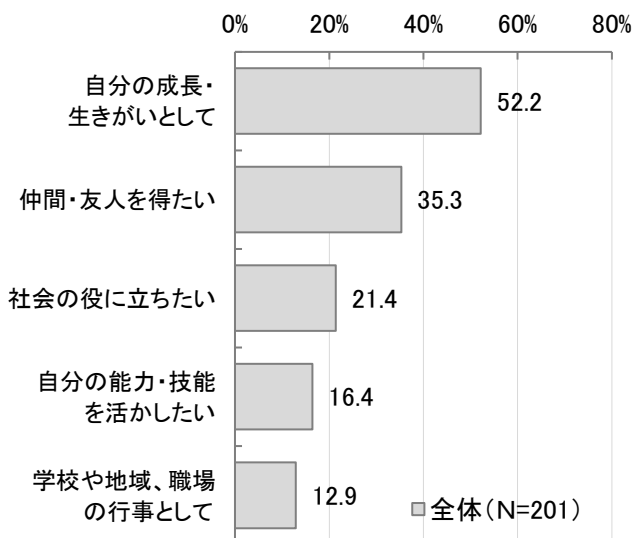
地域活動をする動機は、「自分の成長・生きがいとして」が最も高く、次いで「仲間・友人を得たい」「社会の役に立ちたい」となっています。

地域活動やボランティアに参加する条件は、「自分が健康であること」が最も高く、次いで「無理なく行えるものであること」「時間や収入にゆとりがあること」「強制されないこと」となっています。

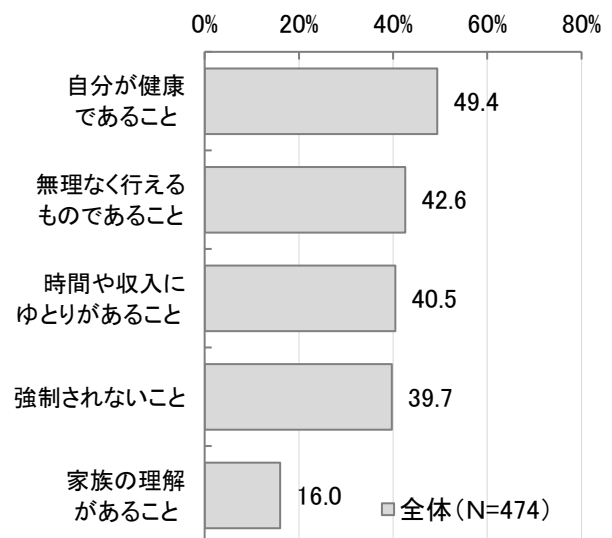
■参加したい地域活動



■地域活動をする動機(上位5位)



■地域活動やボランティアに参加する条件(上位5位)



(3) 地域や福祉への関心について

関心のある福祉分野は、全体で「健康・生きがいづくり」が最も高く、次いで「高齢者支援」「地域の助け合い活動」となっています。年齢別でみると、20～40歳代で「子育て支援」、50歳代及び80歳以上で「高齢者支援」が、他の年齢と比べて高くなっています。また、40歳以上で年齢があがるにつれ「健康・生きがいづくり」が高くなる傾向がみられます。

■関心のある福祉分野

区分	N=	地域の助け合い活動	高齢者支援	子育て支援	障害児・者支援	ボランティア活動	健康・生きがいづくり	福祉に関する教育・学習	その他	どれにも関心はない	不明・無回答
全体	474	26.6	30.2	25.5	11.4	11.0	40.1	8.6	0.4	17.5	6.1
【年齢別】											
18～19歳	9	11.1	22.2	33.3	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	44.4	11.1
20歳代	38	18.4	18.4	44.7	2.6	7.9	26.3	5.3	0.0	23.7	5.3
30歳代	52	25.0	23.1	69.2	11.5	11.5	11.5	11.5	0.0	17.3	3.8
40歳代	64	28.1	25.0	35.9	12.5	7.8	37.5	10.9	0.0	26.6	0.0
50歳代	71	21.1	40.8	16.9	16.9	15.5	40.8	16.9	1.4	11.3	2.8
60歳代	84	34.5	25.0	17.9	20.2	14.3	46.4	7.1	0.0	16.7	6.0
70歳代	98	30.6	27.6	5.1	7.1	10.2	53.1	5.1	1.0	16.3	8.2
80歳以上	55	23.6	50.9	14.5	5.5	7.3	50.9	3.6	0.0	10.9	14.5

福祉以外で関心のある分野や参加したい活動は、全体で「どれにも関心はない」を除くと、「スポーツ活動」が最も高く、次いで「生涯学習活動」となっています。年齢別でみると、20歳代及び80歳以上で「どれにも関心はない」、30歳代で「スポーツ活動」、50歳代で「防犯・防災活動」、60歳代及び70歳代で「生涯学習」が、他の年齢と比べて高くなっています。

■福祉以外で関心のある分野や参加したい活動

区分	N=	スポーツ活動	文化芸術活動	農林漁業	環境保全	まちづくり、まちおこし	防犯・防災活動	生涯学習	国際交流、多文化共生	その他	どれにも関心はない	不明・無回答
全体	474	26.4	14.6	8.2	8.6	15.8	16.0	16.7	8.4	1.9	28.3	8.0
【年齢別】												
18～19歳	9	44.4	0.0	11.1	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	0.0	44.4	0.0
20歳代	38	18.4	5.3	10.5	13.2	15.8	15.8	2.6	18.4	0.0	39.5	7.9
30歳代	52	40.4	15.4	15.4	5.8	17.3	15.4	13.5	13.5	1.9	28.8	3.8
40歳代	64	32.8	12.5	4.7	7.8	20.3	17.2	12.5	6.3	1.6	31.3	0.0
50歳代	71	25.4	22.5	9.9	9.9	18.3	23.9	16.9	16.9	1.4	21.1	4.2
60歳代	84	27.4	21.4	10.7	6.0	19.0	10.7	26.2	6.0	0.0	26.2	6.0
70歳代	98	22.4	11.2	4.1	10.2	12.2	14.3	22.4	2.0	4.1	21.4	16.3
80歳以上	55	14.5	10.9	5.5	10.9	10.9	16.4	10.9	1.8	3.6	40.0	14.5

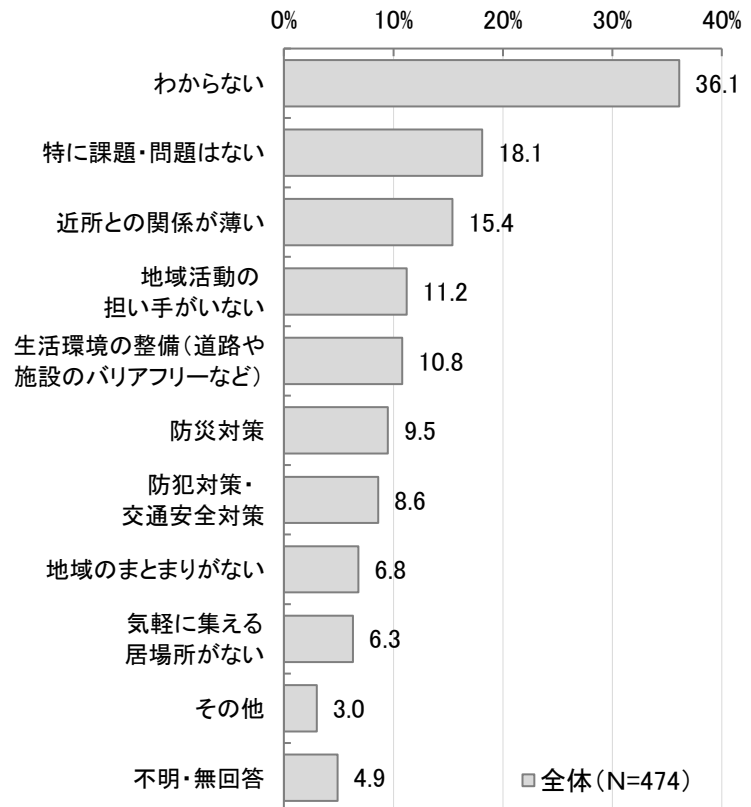
(4) 地域の課題や取り組むべきことについて

地域の課題・問題は、「わからない」「特に課題・問題はない」を除くと、「近所との関係が薄い」が最も高く、次いで「地域活動の担い手がない」となっています。

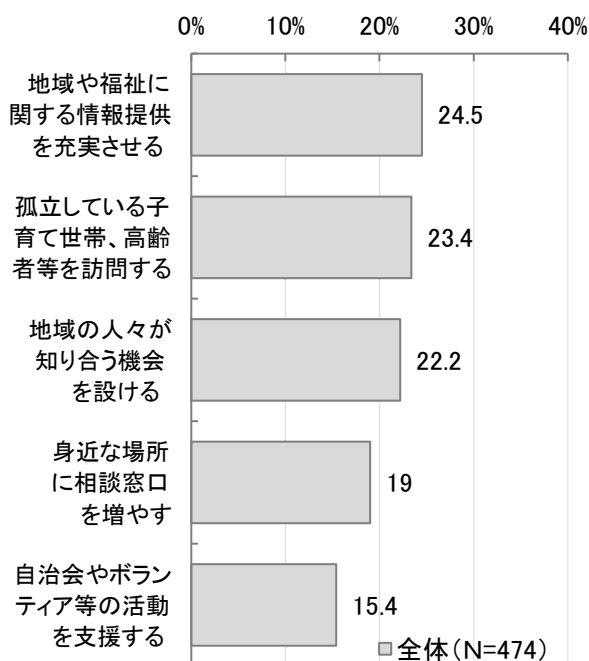
支え合う地域づくりのために行政が取り組むべきことは、「地域や福祉に関する情報提供を充実させる」が最も高く、次いで「孤立している子育て世帯、高齢者等を訪問する」「地域の人々が知り合う機会を設ける」となっています。

支え合う地域づくりのために地域で取り組むべきことは、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が最も高く、次いで「近所の住民同士の普段からのつきあい」「孤立している子育て世帯、高齢者等への訪問や生活支援」となっています。

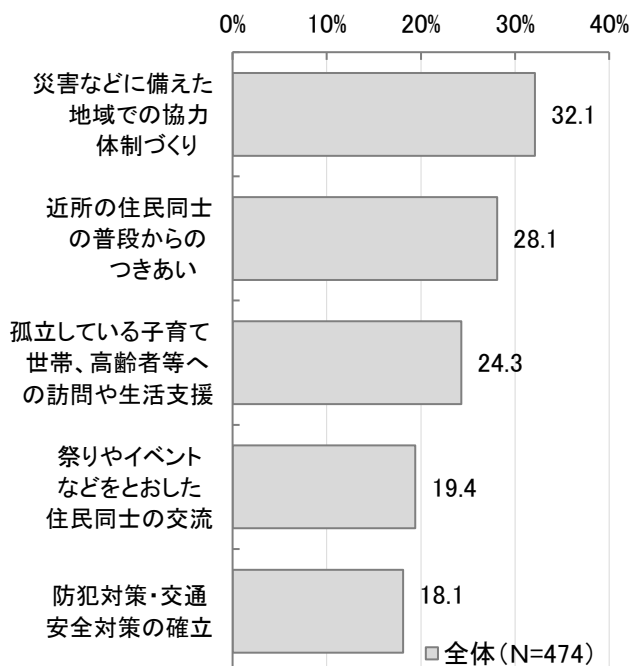
■地域の課題・問題



■支え合う地域づくりのために行政が取り組むべきこと (上位5位)



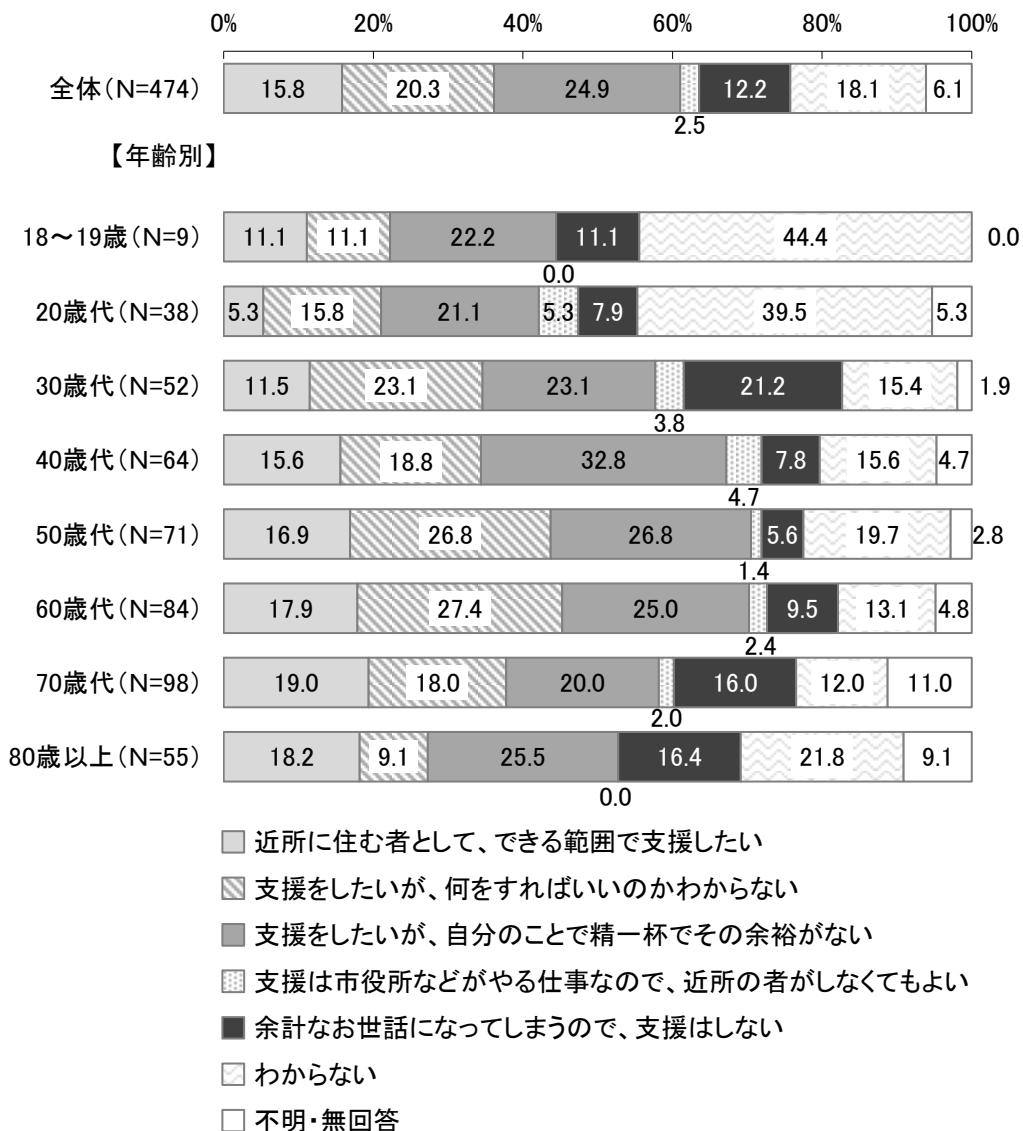
■支え合う地域づくりのために地域で取り組むべきこと (上位5位)



(5) 地域での手助けについて

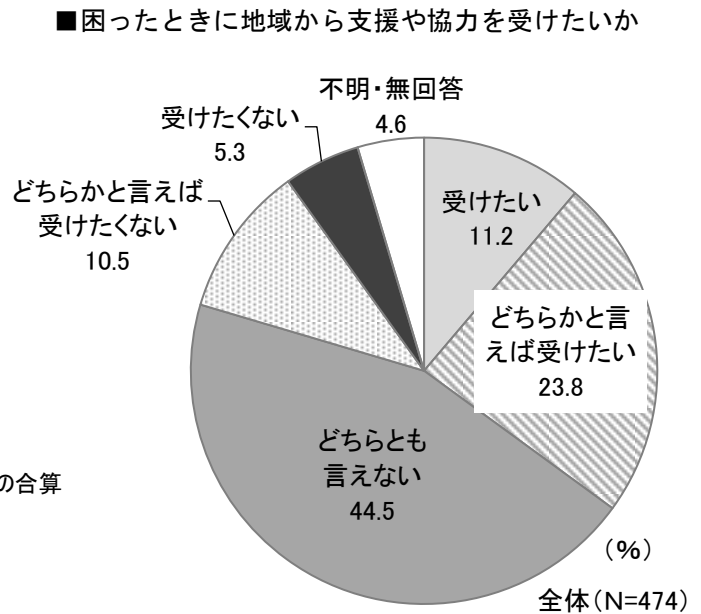
支援が必要な人への日常の支援の考え方は、全体で「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が最も高く、次いで「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」「わからない」となっています。年齢別でみると、20歳代で「わからない」、30歳代で「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」、40歳代で「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が、他の年齢と比べて高くなっています。

■支援が必要な人への日常の支援の考え方



困ったときに地域から支援や協力を受けたいかは、『受けたい』が 35.0%、「どちらとも言えない」が 44.5%、『受けたくない』が 15.8%となっています。『受けたい』が『受けたくない』を上回っています。

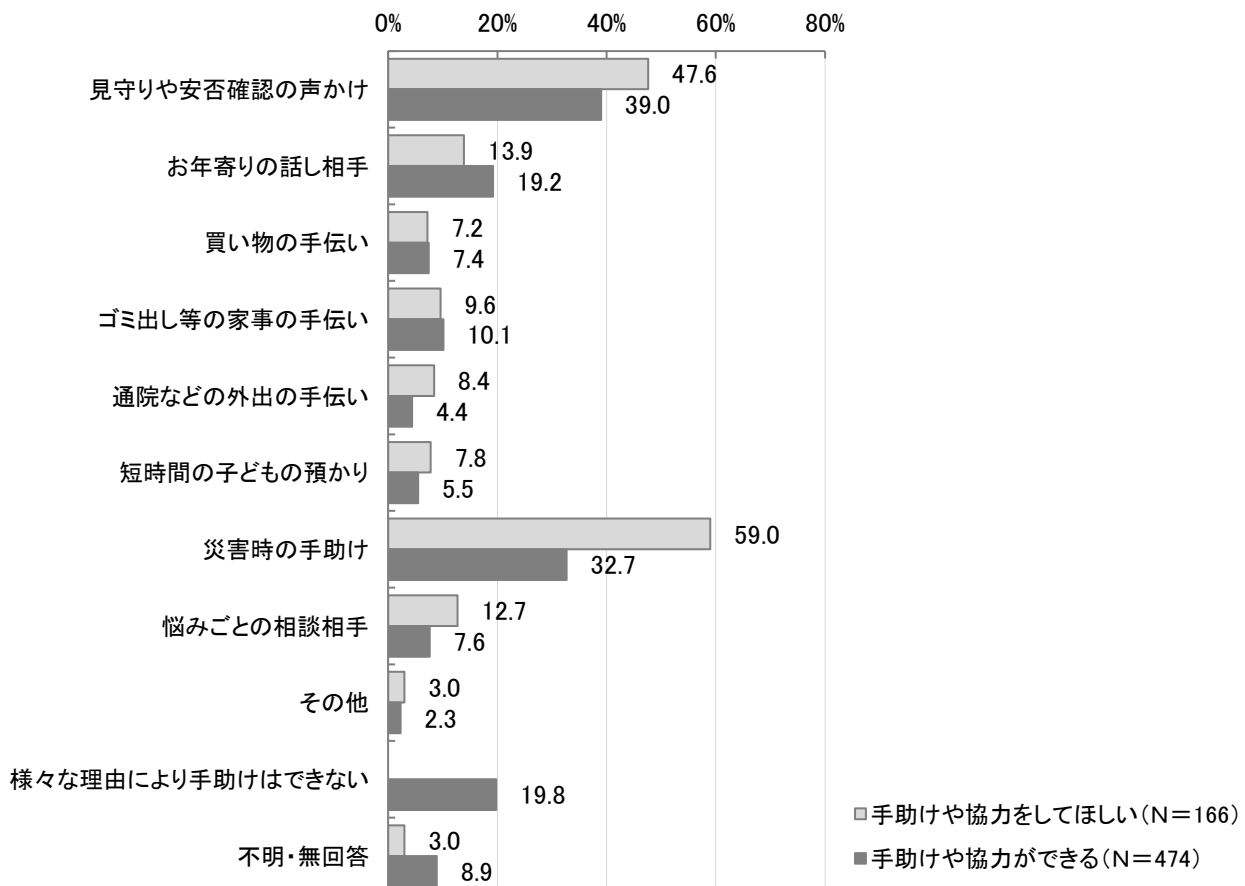
- *『受けたい』
…「受けたい」と「どちらかと言えば受けたい」の合算
- *『受けたくない』
…「どちらかと言えば受けたくない」と「受けたくない」の合算



困ったときに地域から支援や協力を受けたいことは、「災害時の手助け」が最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」「お年寄りの話し相手」となっています。

一方で、手助けや協力ができることは、「見守りや安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「災害時の手助け」「様々な理由により手助けはできない」となっています。「災害時の手助け」は手助けや協力してほしいこととして、手助けや協力できることを大きく上回っています。

■手助けや協力してほしいこと／できること



3 市政アンケート調査結果

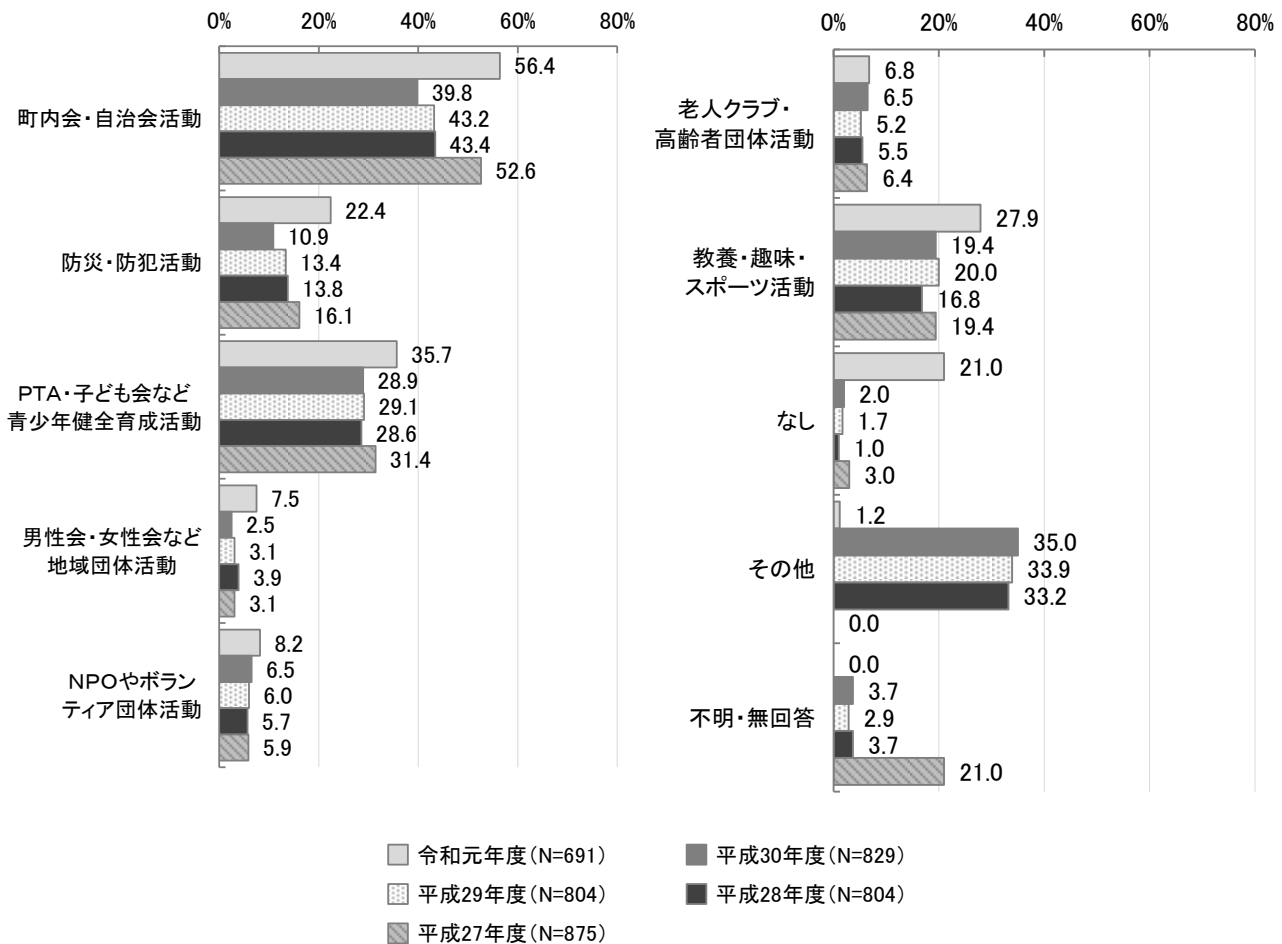
本市で毎年実施している市政アンケートの中で、地域福祉に関する意識や実態を把握する設問についてまとめました。

■調査結果の概要

- 令和元年度（第53回市政アンケート） 回答者691人（回答率46.1%）
 - 平成30年度（第52回市政アンケート） 回答者758人（回答率50.5%）
 - 平成29年度（第51回市政アンケート） 回答者829人（回答率55.3%）
 - 平成28年度（第50回市政アンケート） 回答者804人（回答率53.6%）
 - 平成27年度（第49回市政アンケート） 回答者875人（回答率58.3%）
- *それぞれ対象者は住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の1,500人

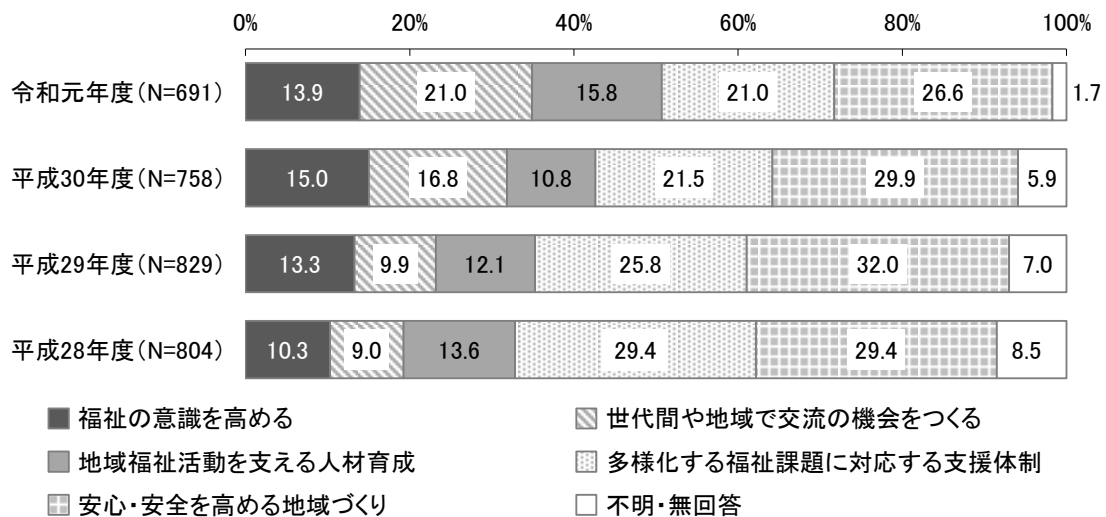
現在・過去に参加したことがある地域・市民活動は、「町内会・自治会活動」が最も高く、次いで「PTA・子ども会など青少年健全育成活動」となっています。経年で比較すると、令和元年度では「町内会・自治会活動」「防災・防犯活動」など高くなっています。

■現在・過去に参加したことがある地域・市民活動



地域福祉の推進で重要だと思うものは、「安心・安全を高める地域づくり」が最も高く、次いで「世代間や地域で交流の機会をつくる」「多様化する福祉課題に対応する支援体制」となっています。経年で比較すると、「世代間や地域で交流の機会をつくる」が年々高くなっています。

■地域福祉の推進で重要だと思うもの

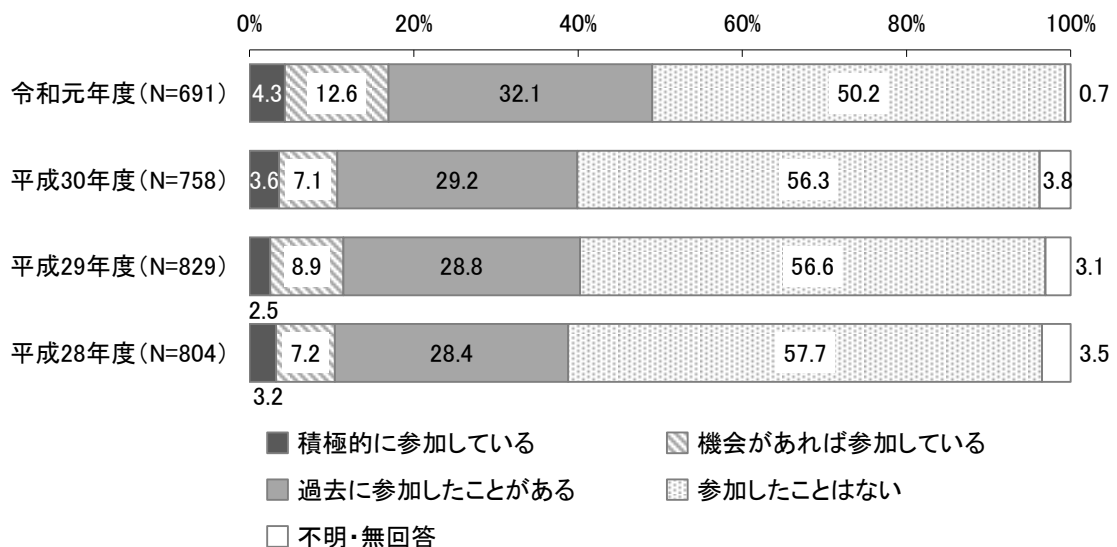


※平成28年度から設問に設定

ボランティア活動の経験は、「参加したことはない」が最も高く、次いで「過去に参加したことがある」となっています。経年で比較すると、令和元年度では『参加したことがある』が高くなっています。

■ボランティア活動の経験

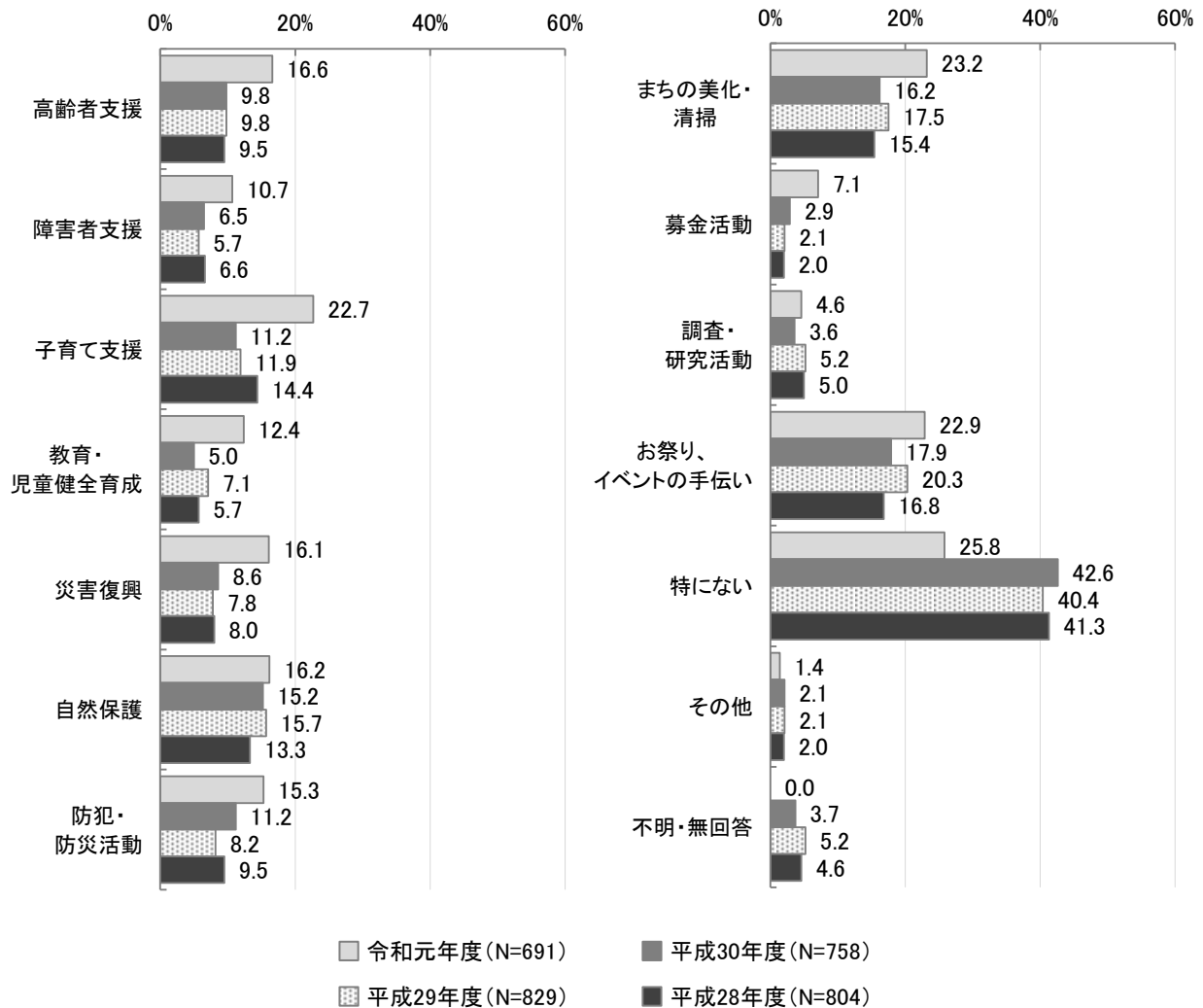
*『参加したことがある』…『積極的に参加している』『機会があれば参加している』『過去に参加したことがある』の合算



※平成28年度から設問に設定

今後参加したいボランティア活動は、「特にない」を除くと、「まちの美化・清掃」が最も高く、次いで「お祭り、イベントの手伝い」「子育て支援」となっています。経年で比較すると、令和元年では「まちの美化・清掃」「子育て支援」「災害復興」などが高くなっています。

■今後参加したいボランティア活動



※平成 28 年度から設問に設定

4 団体調査結果

本計画を策定するにあたり、地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性を把握し、計画づくりや施策の立案に活用するため、地域福祉に関わる団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

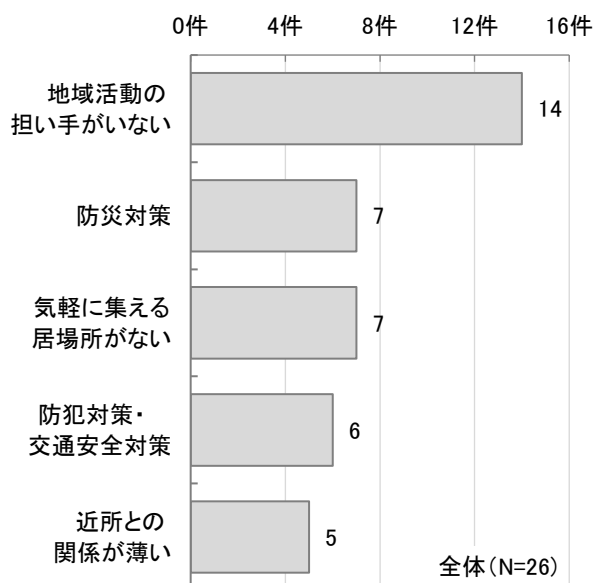
■調査結果の概要

●調査対象	連絡委員、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域福祉推進会議、子ども会育成連絡協議会、福祉事業所等の地域福祉に関わる団体（26団体が回答 回収率86.7%）
●調査期間	令和2年6月26日から7月10日まで
●調査方法	団体等への調査シートの配付、回収

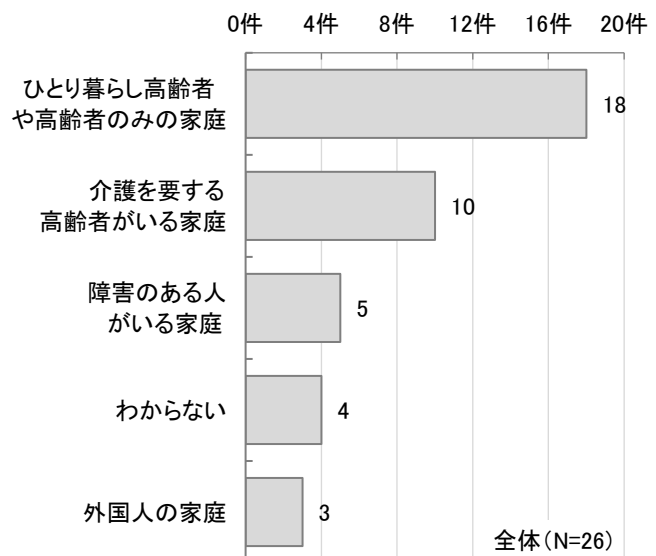
（1）地域の課題について

- 住んでいる地域の課題・問題は、「地域活動の担い手がいない」が最も多く、次いで「防災対策」「気軽に集える居場所がない」となっています。具体的には、担い手の高齢化や若者の参加が少ないこと、町内会などへの加入の減少、地域活動の参加が一部の人だけであること、災害に対する意識の低さ、地域組織の仕組みや連携不足などがあげられました。
- 地域で手助けや協力・支援が必要な家庭は、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭」が最も多く、次いで「介護を要する高齢者がいる家庭」となっています。具体的には、認知症高齢者や、日中独居の高齢者、移動に不自由がある人などがあげられ、孤独死などが懸念されています。一方で、プライバシー等の問題から支援の仕方が難しいといった意見もみられました。また、障害者や外国人についても意思疎通や災害時の対応について支援が必要という意見がみられました。

■住んでいる地域の課題・問題（上位5位）



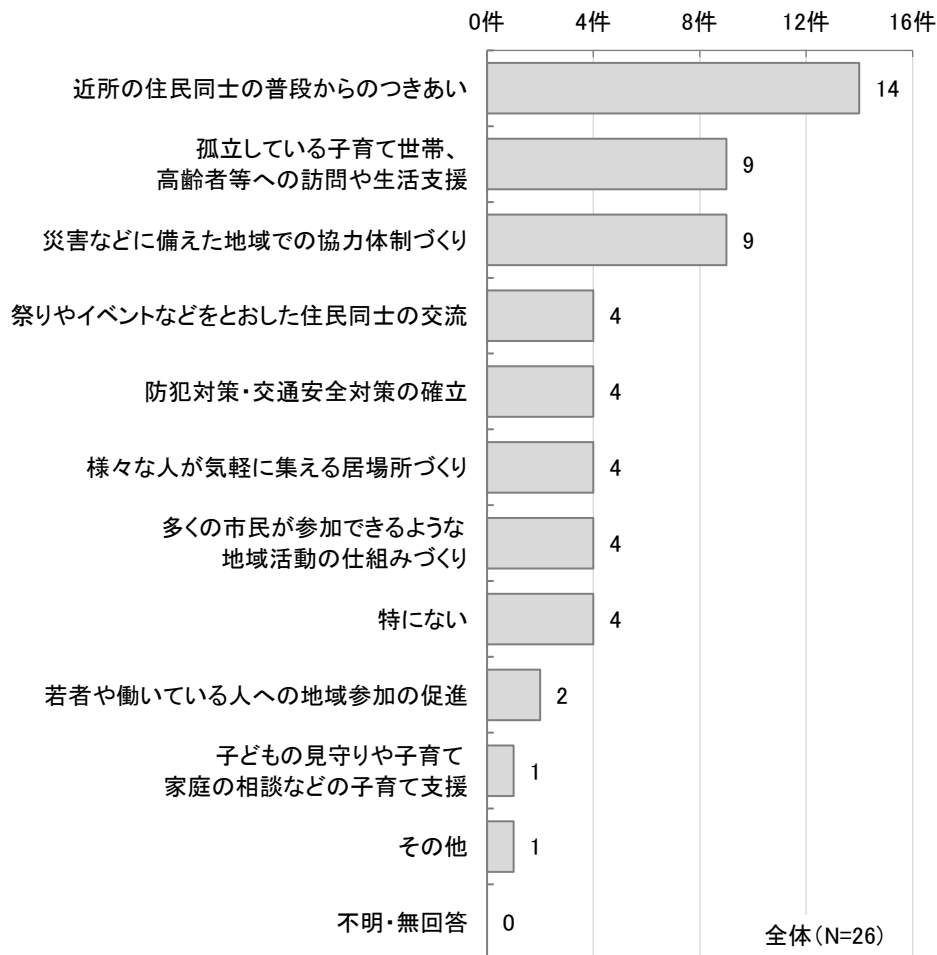
■地域で手助けや協力・支援が必要な家庭（上位5位）



（２）地域での取り組みについて

- 支援を必要とする家庭にできる地域の取り組みは、「近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も多く、次いで「孤立している子育て世帯、高齢者等への訪問や生活支援」「災害などに備えた地域での協力体制づくり」となっています。具体的には、ゴミ出しや回覧板を渡す際のコミュニケーションや、こまめな声かけ、防災訓練やイベントを通じた交流、災害時に機能する地域の協力体制づくり等があげられました。一方で、「何をすればいいかわからない」といった意見もみられました。
- 課題等に対して、地域や団体としてすでに取り組んでいる活動は、高齢者への地域活動などへの参加の声かけや訪問、団体役員の任期の変更や団体の立ち上げ、地域の居場所づくりなどがあげられました。

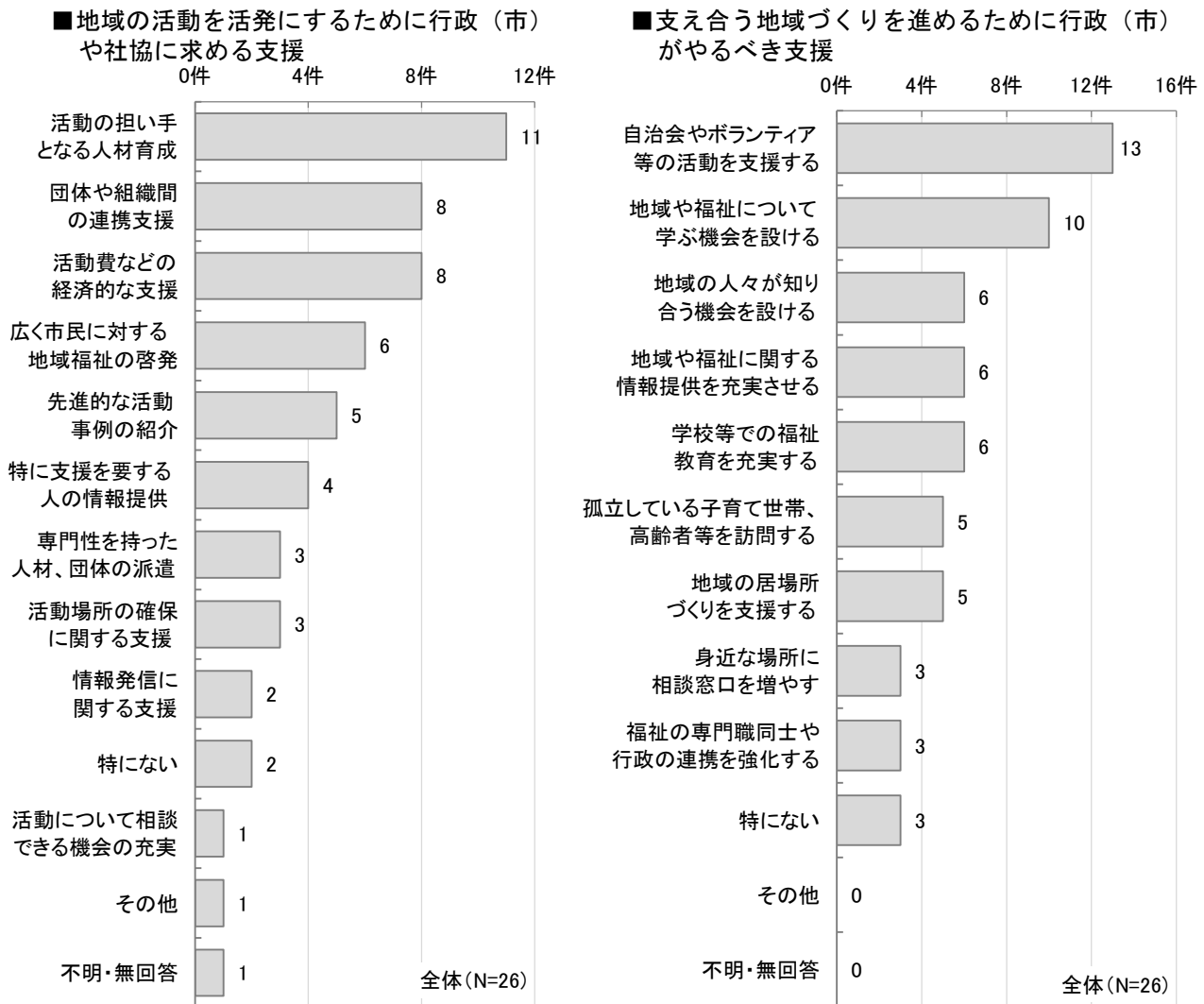
■支援を必要とする家庭にできる地域の取組



(3) 行政に求める支援について

○地域の活動を活発にするために行政（市）や社協に求める支援は、「活動の担い手となる人材育成」が最も多く、次いで「団体や組織間の連携支援」「活動費などの経済的な支援」となっています。

○支え合う地域づくりを進めるために行政（市）がやるべき支援は、「自治会（区・町内会など）やボランティア等の活動を支援する」が最も多く、次いで「地域や福祉について学ぶ機会を設ける」となっています。



○行政に求める具体的な支援についての意見

- ・活動の担い手：知り合いがいないと活動に参加しにくい、楽しめる活動から参加を促す、リーダーの人柄が重要、若者や働き盛りの住民の参加促進など
- ・団体や組織間の連携支援：スムーズに連携できるネットワークづくり、団体間の連携による人材不足の解消、情報の一元化など
- ・地域福祉の意識啓発：地域福祉に関する出前講座等の機会づくり、地域が主体となった活動の好事例等の情報提供など

5 現行計画の評価

前回計画の取り組みを評価するため、各施策や計画内容について、関係課及び社協に調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はA～Dの4段階となっており、以下のような内容となっています。

■評価の判定区分

A	順調に進んでいる
B	概ね順調だが、改善の余地あり
C	事業の大幅な改善が必要
D	実施していない

基本目標1 福祉の意識を高める環境づくり

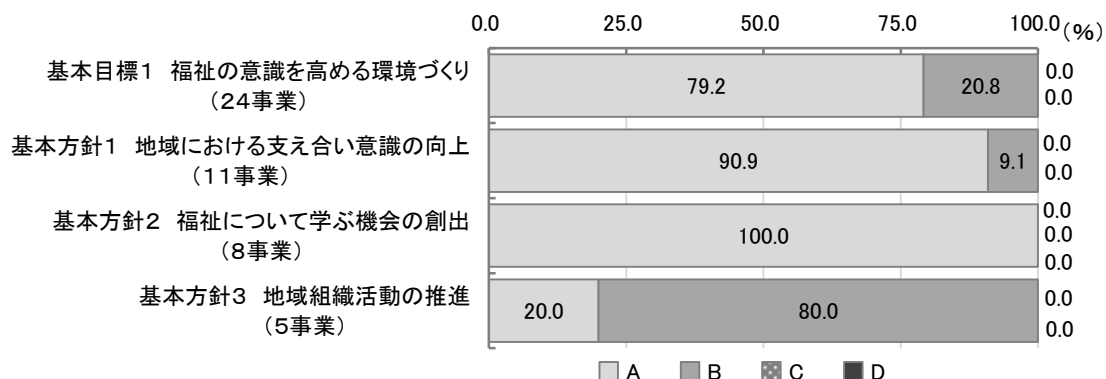
「基本目標1 福祉の意識を高める環境づくり」の全体の評価は、A評価が79.2%、B評価が20.8%となっています。

基本方針ごとにとみると、「基本方針1 地域における支え合い意識の向上」では、A評価が約9割となっています。講座等を通じた地域福祉に関する意識啓発や、各地区の「愛のパトロール」による声かけ運動等が進められています。一方で、地域での自主的なあいさつ運動については各地区の状況に応じた取り組みが求められます。

「基本方針2 福祉について学ぶ機会の創出」では、すべてA評価となっています。学校での福祉実践教室や、ボランティア体験教室、イベント等を通じて、地域と学校の連携強化や福祉教育、地域福祉活動の機会づくりが進められています。

「基本方針3 地域組織活動の推進」では、B評価が8割となっています。町内会の加入を促進するための地域福祉組織のネットワーク化や、ホームページやチラシによる啓発、外国語でのPRを行っています。加入率は減少しており、効果的な働きかけが課題となっています。

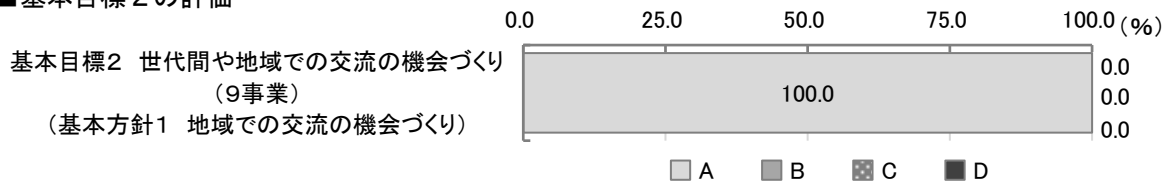
■基本目標1の評価



基本目標2 世代間や地域での交流の機会づくり

「基本目標2 世代間や地域での交流の機会づくり」「基本方針1 地域での交流の機会づくり」の評価は、すべてA評価となっています。公民館や、幼稚園・保育園等を活用した交流や、学校や町内会での多世代交流が進んでいます。また、各公民館には地域連携推進員が配置され、日進地区では「日進みらいの会」により定期的に地域住民が交流するカフェが開催されています。

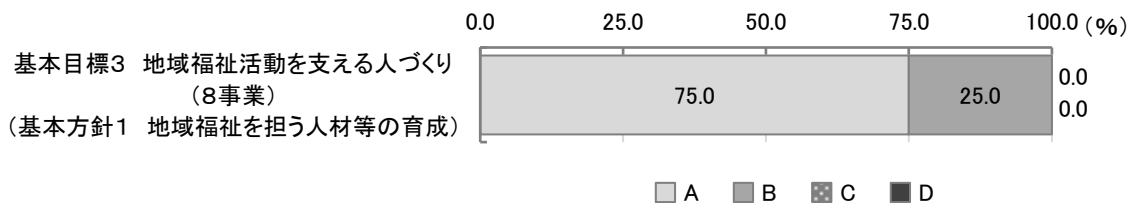
■基本目標2の評価



基本目標3 地域福祉活動を支える人づくり

「基本目標3 地域福祉活動を支える人づくり」「基本方針1 地域福祉を担う人材等の育成」の評価は、A評価が75.0%、B評価が25.0%となっています。講座等の開催や市民活動センターとの連携により、ボランティアや地域福祉の担い手の確保・育成を進めています。今後は、地域福祉推進会議などを通じて、全地区で担い手を育成していくことが課題となっています。

■基本目標3の評価



基本目標４ 多様化する福祉課題に対応する支援体制づくり

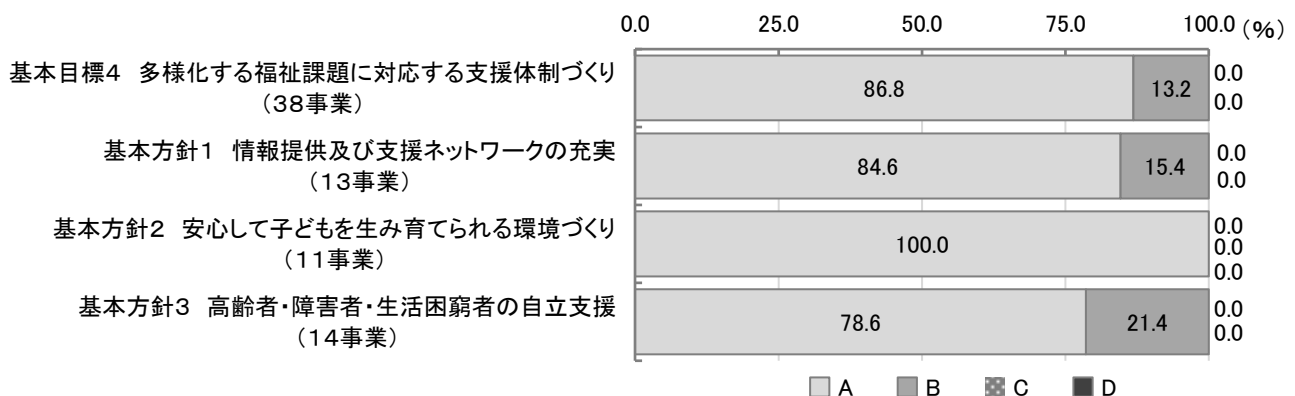
「基本目標４ 多様化する福祉課題に対応する支援体制づくり」の全体の評価は、Ａ評価が８６．８％、Ｂ評価が１３．２％となっています。

基本方針ごとに見ると、「基本方針１ 情報提供及び支援ネットワークの充実」では、Ａ評価が８割半ばとなっています。ホームページや広報紙による情報提供や、わかりやすい表現での情報発信、相談者への迅速な対応を行うための連携強化が進められています。一方で、地域の関係者のネットワークづくりについては、地域福祉推進会議等を通じて充実させていくことが課題となっています。

「基本方針２ 安心して子どもを生み育てられる環境づくり」では、すべてＡ評価となっています。地域やボランティア、他の福祉分野の専門機関と連携しながら、子育て支援体制の充実や、子どもの遊び場づくり、子育てに関するネットワークづくりを進めています。

「基本方針３ 高齢者・障害者・生活困窮者の自立支援」では、Ａ評価が約８割となっています。課題やニーズに沿った福祉サービスの提供や、家族介護者の負担を軽減するための場の設置や情報提供、関係機関と連携した生活困窮者への相談や就労等の支援を進めています。今後は、身近な地域で生活をサポートできる仕組みを市内全地区につくっていくことや、家族介護者がより効果を感じられる交流の機会づくり等が課題となっています。

■基本目標４の評価



基本目標5 安心・安全を高める地域づくり

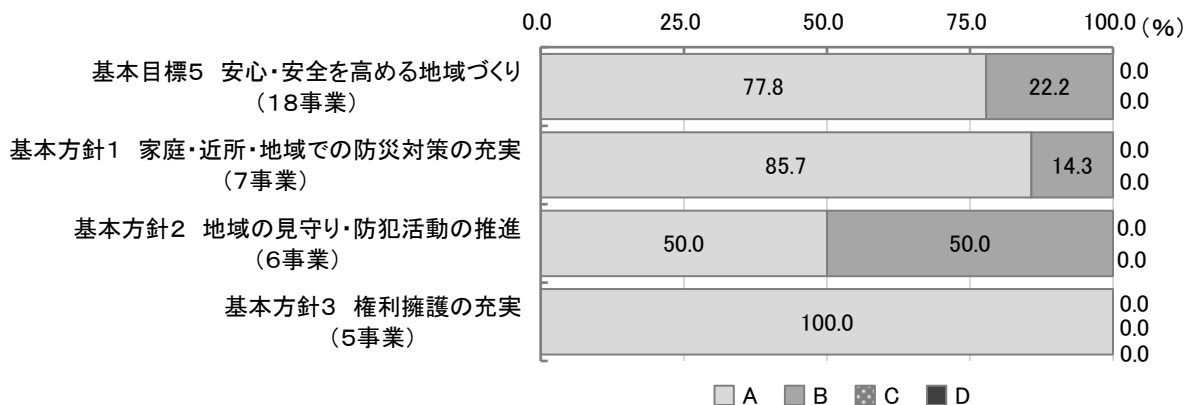
「基本目標5 安心・安全を高める地域づくり」の全体の評価は、A評価が77.8%、B評価が22.2%となっています。

基本方針ごとにみると、「基本方針1 家庭・近所・地域での防災対策の充実」では、A評価が8割半ばとなっています。地域と連携した訓練の実施や、災害ボランティアと自主防災会の連携に向けた情報共有や人材育成を進めています。今後は避難行動要支援者の支援体制について、地域との協働をより進めていくことが課題となっています。

「基本方針2 地域の見守り・防犯活動の推進」では、A評価、B評価がそれぞれ5割となっています。子どもや高齢者への見守り活動に関する地域での意見交換や、防犯に関する情報提供等を行っています。地区によって見守り活動の実施に差があるため、地域の実状に沿った活動ができるよう、検討していくことが課題となっています。

「基本方針3 権利擁護の充実」では、すべてA評価となっています。権利擁護に関する相談や、虐待の防止や成年後見制度の認知度を高める講習等を実施しています。また、社協に成年後見支援センターが設立され、権利擁護に関する情報発信や相談への対応を行っています。

■基本目標5の評価



6 課題の整理

現状や課題

- ・地域活動の担い手不足の課題が多くあげられています。地域の支援が必要な人へ支援したくても、何をすればいいかわからないと感じている人も多くなっています。また、地域の課題についてはわからないと感じている人が多くなっています。
- ・地域の課題として近所との関係の薄さがあげられ、住民同士の普段からのつきあいが地域で支えあうために必要となっています。また、地域の団体や組織間の連携支援、自治会等の活動支援も求められています。
- ・高齢者のみの世帯や障害者、ひとり親世帯などが増加しており、悩みや不安の相談相手としては家族や親戚が多くなっています。また、地域や福祉に関する情報提供の充実や、地域で孤立している世帯への支援の必要性が高まっています。

これまでの取り組みや成果

- ・ボランティア活動の支援やまちづくりに関する講座などを実施し、地域活動の担い手や団体の支援を図ってきました。地域では、地域の課題を話し合い、支え合う地域づくりのための新たな活動の動きも見られます。
- ・ふれあい農園での保育園等と老人クラブなどの交流や、愛のパトロールなどの声かけ運動、あいさつ運動を推進してきました。地域では、団体や住民同士の交流を図るため、地域の行事や施設などを活用した取り組みも検討されています。
- ・複雑化・複合化した生活課題に対応するため、権利擁護や防災・防犯対策の推進、各相談機関間の連携を図ってきました。地域では、支援が必要な人に気づき、相談機関につなげられるように、地域での見守り体制についても検討されています。

【考察や今後の方向性】

- ・地域への参加を増やすため、個々の興味のある分野をきっかけとしたり、まずは身の回りの地域へ関心を持つことなど、無理なく福祉活動へ意識を向けられるような、啓発や福祉教育が求められます。
- ・支え合える関係性を築くためには、ちょっとしたコミュニケーションがとれるようになる必要があります。地域の活動団体を支援し、様々な分野のつながりを強め、住民同士が気軽に声かけのできる地域づくりを進めていく必要があります。
- ・地域で誰もが安心・安全に暮らしていくためには、あらゆる困りごとに対応でき、困りごとを相談して、支援につなげられる体制が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、前回計画で基本理念を「地域で築く つながり 支えあうまち へきなん」とし、様々な地域福祉に関する施策を推進してきました。計画期間中には、地域福祉推進会議が各地区で開催され、新たな活動もうまれつつあります。一方で、市民の地域や福祉への意識・関心については希薄な状況もみられます。地域での顔の見える関係性はみられるため、今後はより多くの市民が地域のことを自分ごととして考え、支え合える地域をつくっていくことが求められます。また、支援を求める人が増加し、地域の課題が多様化・複雑化する中、行政や社協、事業所、市民が協力し適切な支援につなげられるような体制をつくることも大切です。

本計画でも、地域での活動や啓発などを地道に行い、地域住民の理解のもとで地域福祉を推進するため、前回計画の理念を引き継ぎ、次の通り基本理念を設定します。

基 本 理 念

地域で築く つながり 支えあうまち へきなん

2 基本目標

基本理念のもと、地域福祉を推進するため、3つの基本目標を掲げました。

基本目標 1

福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成

地域福祉を推進していくには、住民一人ひとりが身近な地域や福祉について意識を高め、より多くの住民が地域福祉に関わることが大切です。多様な方法で、地域福祉に関する住民の関心を醸成する働きかけや、地域福祉に携わる人材の確保・育成や活動の支援を進めます。

基本目標 2

地域の支え合いの仕組みづくり

支え合う地域づくりを進めるには、地域の住民同士が交流する中で顔の見える関係をつくり、地域の課題を地域で解決できるような仕組みを構築していくことが求められます。イベント・行事や地域の拠点などを活用し様々な世代の交流を促進するとともに、町内会を始めとした地域活動の活性化を図ります。また、分野や所属を超えて様々な機関や団体がつながることで、地域のネットワークの構築を図ります。

基本目標 3

安心・安全に暮らせる地域づくり

誰もが安心して地域で暮らしていくには、あらゆる困りごとや悩みを相談できる場があることや、困りごとの解決につながる支援を受けられることが必要です。行政や社協、事業所等様々な機関が連携し、相談支援体制の充実や多様な支援・サービスの提供を図ります。

また、地域で暮らしていくために必要な住居や移動手段の確保、市民の人権を守る権利擁護の取り組み、本市でも関心が高い防災対策及び防犯や見守りについても施策を推進します。

3 施策の体系及び重点施策

以下の施策の体系に基づき、第4章の基本計画を展開します。

また、3つの基本目標を目指していくため、第2章の「6 課題の整理」で考察した結果に基づき、**重点**とマークした方向性について重点的に取り組んでいきます。

基本目標	方向性
1 福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成	1 福祉教育の推進と市民の福祉意識の向上 重点
	2 地域福祉の担い手の確保・育成
	3 ボランティア活動の促進・支援
2 地域の支え合いの仕組みづくり	1 地域の関わりあいや交流の促進・居場所づくり 重点
	2 地域活動の支援
	3 多様な分野・組織の連携・協働の促進
3 安心・安全に暮らせる地域づくり	1 相談支援体制の強化 重点
	2 多様なサービスの充実と情報提供
	3 誰もが住みやすい環境づくり
	4 権利擁護の推進
	5 地域ぐるみの防災対策の充実
	6 地域の見守り・防犯活動の推進

第4章 基本計画

基本目標1 福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成

方向性1 福祉教育の推進と市民の福祉意識の向上

■ 現状・課題 ■

地域福祉は、行政や社会福祉協議会、専門的な機関など、多様な主体が連携して取り組む必要がありますが、地域に暮らす住民自身の参画が何より大切です。住民一人ひとりが地域や福祉について関心を持ち、自分ごととして捉えることが必要となります。

アンケート調査によると、5年前と比べた地域の行事や活動への関心の変化は、「特に変化はない」が最も高く、次いで「わからない」となっています。また地域の課題・問題は、「わからない」が最も高く、次いで「特に課題・問題はない」「近所との関係が薄い」となっており、地域への意識の希薄化がうかがえますが、一方で、個人の悩みや不安は、「自分や家族の老後に関すること」が最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」となっています。地域は、そこに暮らす一人ひとりの生活によって成り立っています。隣近所の人個人の課題も、地域で実際に起きていることであり、同じ地域で暮らす自分にとっても将来抱える可能性がある課題でもあります。個人の課題を地域の課題として捉え、地域で解決することを考えることが大切です。

関心のある福祉分野は、全体で「健康・生きがいづくり」が最も高く、次いで「高齢者支援」「地域の助け合い活動」となっています。年齢別でみると、20～40歳代で「子育て支援」、50歳代及び80歳以上で「高齢者支援」が、他の年齢と比べて高く、年齢によって関心のある分野に違いがみられます。

本市では、学校での福祉実践教室や、市内6地区での地域福祉推進会議の取り組みにより、住民への地域福祉の意識の向上を図ってきました。その中で「福祉」や「支援をする、される」という形だと地域福祉に関わるハードルを高く感じてしまうので、気軽な挨拶や回覧板をまわすなど、既に行っていることが地域福祉に繋がっているということを知ってもらうことで地域福祉を身近に感じてもらえるのではという意見や、まずは隣近所で暮らす人に関心を持つ、すれちがったら挨拶をする、趣味など自分が関心を持てることから地域に関わると良いのでは、という意見も聞かれました。

まずは身の回りの人へ関心を持てるような働きかけや、個々の興味のある分野から福祉への意識を持てるような啓発が求められます。

■ ■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 地域福祉への意識喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組や、地域の福祉団体の活動内容の周知などを推進し、地域での福祉の大切さをPRします。
- 高齢者や障害者、子育て家庭等への福祉など、地域福祉への理解を深めるための講座等の実施を支援します。
- 総合学習等によるボランティア活動体験や高齢者や障害者、子育て家庭等への福祉などに関する体験学習の機会を設定するなど、実践的な福祉教育を進めます。

社協の取り組み

- 学校や地域における福祉教育等を推進し、地域での福祉の大切さをＰＲします。
- 地域福祉への意識喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組を推進します。

方向性 2 地域福祉の担い手の確保・育成

■ ■ 現狀・課題

地域の様々な課題を解決していくには、困りごとを抱えている人に手を差し伸べられる地域づくりを進めていくことが大切です。そのためには、担い手となる人材を確保・育成することが求められます。

団体ヒアリング調査によると、地域の課題・問題は、「地域活動の担い手がいない」が最も多くっており、担い手の高齢化や若者の参加が少ないことなど、地域活動の参加が一部のひとにとどまっていることが課題としてあげられました。また、地域の活動を活発にするために行政や社協に求める支援でも、「活動の担い手となる人材育成」が最も多くなっています。

地域福祉推進会議でも、とくに働き盛りの世代や転入者の参加が少ない、といった意見が多く聞かれました。

アンケート調査では、支援が必要な人への日常の支援の考え方は、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が最も高く、次いで「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」「わからない」となっています。困っている人の力になりたいという思いを持つ人が、地域福祉の担い手の一人となれるよう、具体的な手助けの方法等の周知が求められます。

本市では、中高生ボランティア体験や、まちづくりに関する講座を実施し、担い手の確保・育成を図っています。今後は、こうした市全体での人材育成とともに、先進的な地域活動の情報提供等を通じて、地域福祉推進会議等で各地区の担い手の裾野を広げていくことが求められます。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 先進的な取り組みの勉強会等を行い、地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。

社協の取り組み

- 先進的な取り組みの勉強会等を行い、地域福祉の担い手の確保・育成に努めます。
- 中学生や高校生を対象に夏休み等の期間を利用して、福祉に関する体験学習の機会を提供し、地域福祉の担い手を育成します。

方向性3 ボランティア活動の促進・支援

■ ■ 現狀・課題

近年、地域で生じる課題が多様化・複雑化し、地域活動の担い手が不足する中、ボランティア活動は、町内会などの地縁の組織だけでは対応が難しい課題解決の担い手として、期待されています。また、自然災害発生時の支援や、大規模なイベントの手伝いなど、多様な分野で活躍するボランティアに対する認識が広まってきています。本市においても、市政アンケートの結果からもボランティア活動をしている人や、団体は増加していることがわかります。

アンケート調査によると、困ったときに地域から支援や協力を受けたいかは、『受けたい』が 35.0%、『受けたくない』が 15.8%と、『受けたい』が『受けたくない』を上回っています。支援や協力を受けたい具体的な内容は、「災害時の手助け」が最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」「お年寄りの話し相手」となっています。一方で、自分が手助けや協力ができることは、「見守りや安否確認の声かけ」が最も高く、次いで「災害時の手助け」「様々な理由により手助けはできない」となっています。「災害時の手助け」は手助けや協力してほしいこととして、手助けや協力できることを大きく上回っています。手助けしてほしいこと、手助けできることを調整し、支援を求めている人につなぐ仕組みづくりが求められます。

本市では、イベントを通じたボランティアへの参加促進を行っているほか、市民活動支援センターなどで、講座の実施やボランティア活動に関する情報提供、活動の支援などを行っています。今後も継続的に、意欲のある人がボランティアに気軽に参加できる仕組みづくりや、ボランティアが一層活躍できるような支援を行っていくことが求められます。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- ボランティア団体の新たな立ち上げや育成のため、養成講座などの実施を支援します。
- 地域住民がボランティアに参加しやすい環境づくりを行います。
- 地域住民やボランティアが地域活動を主体的に運営する取り組みを支援します。

社協の取り組み

- ボランティアに関心を持つ機会をつくり、ボランティア活動への参加を促進します。
- ボランティア団体への支援と連携により、地域の福祉活動を推進します。

基本目標 2 地域の支え合いの仕組みづくり

方向性 1 地域の関わりあいや交流の促進・居場所づくり

■ ■ 現状・課題

支え合う地域づくりを進めるには、まずは地域に暮らす人同士がお互いを知る必要があります。日頃からあいさつをするなど、顔が見える関係をつくることが求められます。

アンケート調査によると、近所付き合いの程度は、「顔を合わせたときにあいさつする程度」が最も高く、次いで「立ち話をする程度」となっており、本市では比較的「顔の見える関係」ができていることがわかります。一方で年齢別でみると、若い人ほど付き合いが希薄な状況がみられ、年代により関わり方が異なることがうかがえます。

団体ヒアリング調査によると、支援を必要とする家庭にできる地域の取組は、「近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も多くなっています。具体的にできることとして、ゴミ出しや回覧板を渡す際のコミュニケーションや、こまめな声かけ、防災訓練やイベントを通じた交流等があげられました。様々な機会を通じ、ちょっとしたコミュニケーションをとることが関係性を築いていくことにつながります。

本市では、声かけ運動や、公民館や幼稚園・保育園等を活用した交流、団体が主体となったカフェ等が展開されており、地域ごとに交流を促進する動きがみられます。

地域福祉推進会議においても、「何気ないコミュニケーションができる関係性になったことで、困りごとを抱える人から相談をしてもらえた」「あいさつ運動のための腕章やベストを身につけることで声がかけやすくなり、日ごろからあいさつができるようになった」といった具体的なエピソードがあげられました。

声かけやあいさつがしやすくなるような仕組みづくりや、気軽に参加できる交流の機会、イベントの実施などにより、地域の関わり合いや多世代の交流を広げていくことが求められます。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 地域の交流が図れるよう、市民の自主的なあいさつ運動等の取り組みを支援します。
- 地域住民や保護者等が参加し、学校や生徒と交流できる行事を開催します。
- 地域の行事・イベントや、公民館や学校等の公共施設、ふれあい農園等を活用し、多世代の交流を図ります。
- 地域住民の交流活動を促進するため、各公民館への地域連携推進員の配置や、公民館等の活動拠点の提供、助成等の支援を行います。

社協の取り組み

- 地域の交流が図れるよう、市民の自主的なあいさつ運動等の取り組みを支援します。
- 地域の行事・イベント等を活用し、多世代の交流を図ります。
- 高齢者や障害者、子育てや介護をしている人などが交流し、悩みの共有や気分転換、仲間づくりを行えるサロンなどの居場所づくりを推進します。

方向性 2 地域活動の支援

■ ■ 現狀・課題

核家族化やライフスタイル及び価値観の多様化により、積極的に地域活動に参加する人が少なくなっています。本市でも、町内会の加入率は減少しており、老人クラブの会員数も近年減少傾向となっています。

アンケート調査によると、参加したい地域活動は、「特になし」を除くと、「教養・趣味・スポーツ活動」が最も高く、次いで「自治会(区・町内会など)活動」「老人クラブ・高齢者団体活動」となっています。

また、地域活動をする動機は、「自分の成長・生きがいとして」が最も高く、次いで「仲間・友人を得たい」「社会の役に立ちたい」となっています。地域活動やボランティアに参加する条件は、「自分が健康であること」が最も高く、次いで「無理なく行えるものであること」「時間や収入にゆとりがあること」となっています。成長につながる、仲間ができる、負担が少ない等、意欲的・継続的に取り組めるような地域活動の在り方が求められています。地域の人と日々あいさつを交わすだけでも地道な地域活動になるため、個人個人ができることから取り組んでみるのが大切です。

一方で、団体ヒアリング調査では、町内会の加入などは自分からは「入りたい」と言いつらいことや、そもそもどんな活動をしているかを知られていないため、説明等を積極的にしていくことも大切では、という意見もあげられました。また、地域福祉推進会議では、話し合いを何度もしていく中で、核となる人材を中心に新たな活動が始まるなどの動きもみられます。

地域福祉に関わる活動は、仕事と異なりそれぞれの意欲があってできるものです。そのため、負担がかかりすぎない活動や仕組みの見直し、興味のある活動から参加できるような働きかけ等が求められます。また、コミュニティソーシャルワーカーなどにより、困りごとを抱える人と地域活動を行う団体等をむすびつける調整や、団体同士がつながれる機会づくりを進め、地域の課題を住民主体で解決できる仕組みを構築していくことも求められます。

■ ■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 町内会等の地域活動をする団体の活動内容等を周知し、活動団体の活性化を支援します。
- 町内会等の地域活動をする団体へ市政に関するわかりやすい情報を提供し、活動を支援します。
- 地域福祉の担い手となる住民が、主体的に地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた検討を試みることができる環境を整備します。
- 公民館等を地域福祉活動の拠点として活用する地区の取り組みを支援します。

社協の取り組み

- 地域福祉推進会議等を通じて、住民主体で行う身近な地域生活課題の把握や、必要なサービス・生活サポートのための仕組みづくりを支援します。
- 地域の様々な主体や資源をつなぎ、地域生活課題の解決を図るコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターを配置します。

方向性3 多様な分野・組織の連携・協働の促進

■ ■ 現狀・課題

本市では、住民や地域の団体、行政、社会福祉協議会、事業所、専門機関など、多様な主体・組織が住みよい地域づくりのために活動しています。また、近年は1つの世帯で複数の困りごとを抱える「8050問題」や「ダブルケア」などのへの対応や、従来の生活様式では対応が困難な新たな感染症などへの対応も課題となっています。行政では様々な分野が縦割りで役割分担されていますが、地域の課題は特定の分野だけに限らず横断的であり、分野間・組織間での連携が重要となっています。

本市では、地域福祉推進会議において、地域の様々な団体や、多様な分野の人が連携する機会の一つとなっています。また、地域自立支援協議会など、各福祉分野の関係機関が参画する会議体も設置されています。

地域福祉計画策定委員会では、生活に困窮する人がいた際に、社協から行政への円滑な連携によりすぐに支援につながったという事例もあげられました。

今後はこうした連携体制が見えるようにし、市民に周知していくことや、福祉分野に限らず、防災や文化芸術、まちづくりなど、多様な分野との連携を広げ地域の様々な情報や資源がつながることが求められます。

■ ■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 介護や障害福祉等の分野だけでなく、生活困窮や就労に課題を抱える人、自殺対策、新たな感染症対策など、制度の狭間となっている課題や複合的な課題を抱える世帯等へ、地域の様々な主体が連携し、情報共有や課題解決を進めるためのネットワークづくりを推進します。
- 福祉以外の分野の団体等とも連携し、様々な課題を抱える方の就労や社会参加の場の確保や創出を支援します。
- 企業等や民生委員、町内会、ボランティア団体等の地域活動をする団体との支援ネットワークづくりを進めます。

社協の取り組み

- 民生委員や町内会、ボランティア団体等の地域活動をする団体との支援ネットワークづくりを進めます。
- 地域の子育てや高齢、障害福祉に関する連携を促進します。

基本目標3 安心・安全に暮らせる地域づくり

方向性 1 相談支援体制の強化

■ ■ 現狀・課題

世帯規模の縮小や、働き方やライフスタイルの変化などにより、地域の課題は多様化・複雑化しています。子育てや介護などで困りごとを抱えても、同居する家族や隣近所の人など、周りに相談できないという事例や、新たな感染症など従来の生活様式では対応が困難な事例もみられ、関係機関と迅速かつ適切に連携を行い、最新の情報を踏まえたうえで、支援を必要としている人を受け止める体制づくりが求められます。国では令和2年6月の「社会福祉法」の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援について明記され、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える多様化・複雑化した課題を解決できる体制を整備していく必要があります。

アンケート調査によると、生活上の悩みや不安の相談相手について、「家族や親戚」が最も高く、次いで「友人や知人」となっていますが、年齢別でみると、30～60歳代及び80歳以上で「どこに相談していいかわからない」、40～60歳代及び80歳以上で「相談できる人はいない」がそれぞれ5.0%以上となっています。また、碧南市の福祉全般で重点的に取り組むべきことについて、「総合相談窓口の充実」が、「災害時に配慮を必要とする方への支援」に次いで高くなっています。

地域で安心して暮らしていけるような、身近な相談窓口や、分野を問わず課題を受け止められる総合的な相談支援体制の整備・周知が求められます。また、困りごとを自ら発信することが難しい人に対して、訪問などのアウトリーチによって支援することや、個別の地域課題と専門的な支援機関がつながる重層的な支援体制を構築していくことも大切です。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 相談を必要とする方に対し、的確かつ迅速に対応し、充実した支援を行うため、各課等や社会福祉協議会等との連携を強化します。
- 生活困窮者の相談に応じ、関係機関と連携し、必要な情報提供や対応、助言を行います。
- 自殺対策に関連する庁内関係各課が連携し、相談の充実を図ります。また、相談内容に応じた適切な制度や相談機関、窓口につなげていきます。
- 犯罪や非行を行った人の社会復帰を支援するため、相談支援の実施や住民への理解を促進します。

社協の取り組み

- 地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター等）が連携し、身近で総合的な相談窓口の充実を図ります。
- 市内の相談支援機関（居宅介護支援事業所、障害児者相談支援事業所等）のサポートを行い、相談機能の充実に努めます。
- 関係機関と連携し、生活困窮者の把握や相談、就労や自立に向けた支援を行います。

方向性 2 多様なサービスの充実と情報提供

■ ■ 現狀・課題

高齢者のみの世帯や障害者、ひとり親世帯など、支援を必要とする人が増加する中、困りごとを抱える人が適切な支援を受けられるよう、福祉サービスの提供体制を充実させることが求められます。

団体ヒアリング調査によると、地域で手助けや協力・支援が必要な家庭は、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭」が最も多く、次いで「介護を要する高齢者がいる家庭」となっています。認知症高齢者や、日中独居の高齢者、移動に不自由がある人などが具体的にあげられ、孤独死なども懸念されています。

アンケート調査によると、支え合う地域づくりのために行政が取り組むべきことは、「地域や福祉に関する情報提供を充実させる」が最も高くなっています。福祉制度やサービスについて、本人や家族などが正しく理解し利用できるよう、情報提供体制の充実が求められます。

また、生活困窮者やゴミ屋敷の問題など、既存の福祉制度の枠組みでは解決できない課題への対応が求められる中、サービスの担い手同士が連携を図ることや、NPO、ボランティア団体など、様々な主体と連携して新たなサービス提供体制を進めていくことも重要です。さらに、行政や社協、事業者などの目が届かない部分については、地域での住民のちょっとした声かけや専門機関へのつながりが解決にむすびつくこともあるため、住民にどうしたら支援につながるのかを周知することも大切です。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- サービス等の情報が行き届くよう、広報や市ホームページ等の工夫や改善により、サービス情報を一層分かりやすく提供するとともに、支援を必要とする人に直接関わる民生委員等への福祉情報の提供を充実します。
- 法令や制度を踏まえながら、子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等を通じて、子育てや介護、障害福祉に関する情報を提供します。
- 必要な福祉サービスが提供されるよう、きめ細やかな利用者のニーズ把握に努めます。
- 福祉サービス事業所への監査などを実施し、サービスの低下を防止するとともにサービス向上に向けた方策を検討します。
- 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開の促進など、多様なサービス提供体制の整備を促進します。

社協の取り組み

- 地域の子育てや高齢、障害福祉に関する情報を集約、発信し、情報が必要な方の利用等につなげていきます。
- 社協だよりやホームページ等を活用し、市民がより情報入手しやすいように提供します。
- 福祉課題に応じて、地域や関係機関等と対応を検討します。

方向性 3 誰もが住みやすい環境づくり

■ ■ 現狀・課題

誰もがいつまでも、地域で自分らしく生活をしていくには、自由にまちを移動できる環境づくりや、安心して暮らせる住まいが必要です。

団体ヒアリング調査では、高齢化社会に向けた移動手段の対応や、日常生活における通院や買い物などで移動の不便さがある、交通手段がない人や足が不自由な人に対して支援が必要、などの意見があげられました。

本市では、高齢者や障害者など、移動に困難を抱えがちな人に対して、外出支援のサービスの提供や、公共交通機関の利便性の向上を図ってきました。また、公共施設でのバリアフリー化やユニバーサルデザインなど、ひとにやさしいまちづくりを進めています。

年齢や障害の有無などに関係なく、誰もが多様な社会参加を実現できるような移動等の支援や、経済的な状況に応じた住居確保の支援等を進めていくことが求められます。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 高齢者や障害者の地域生活の支援や社会参加を促進するため、移動や外出支援に関するサービスを提供します。
- 市内巡回バス等の公共交通機関の利便性の向上を図ります。
- 公共施設や公園、道路等を誰もが利用しやすいものとするため、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。
- 高齢者や障害者のほか、居住に課題を抱える人に対し配慮された住居の確保や充実を図るとともに、横断的な支援を行います。

社協の取り組み

- 車いすの貸出や、車いす専用車の貸出等により高齢者や障害者の移動を支援します。

方向性 4 権利擁護の推進

■ ■ 現狀・課題

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない人が、その意思を尊重されて生活していくためには、権利擁護の施策が求められます。また、核家族化の進行や老々介護などにより、子育てや介護の悩みを抱えてしまい、虐待につながるなどの事例が全国的に多くみられます。深刻な事件に発展する前に、未然防止や早期対応が求められます。

本市では、市の委託により社協が成年後見支援センターを運営し、成年後見制度の利用のための相談支援や制度の普及・啓発のための取組を進めていますが、アンケート調査によると成年後見制度について、内容を知らない方が 66.9%となっており、更なる取組が必要です。

今後高齢者が増加していく中で、権利擁護支援を必要とする人が増加することが見込まれます。誰もが人権を尊重して暮らし続けられるよう、成年後見制度等の利用を促進することや、虐待についての住民の意識啓発、関係機関と密接に連携した対応の実施が求められます。

成年後見制度利用促進計画としての位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村成年後見制度利用促進計画として、この項目の一部を位置付けます。

■ ■ 今後の取り組み

行政の取り組み

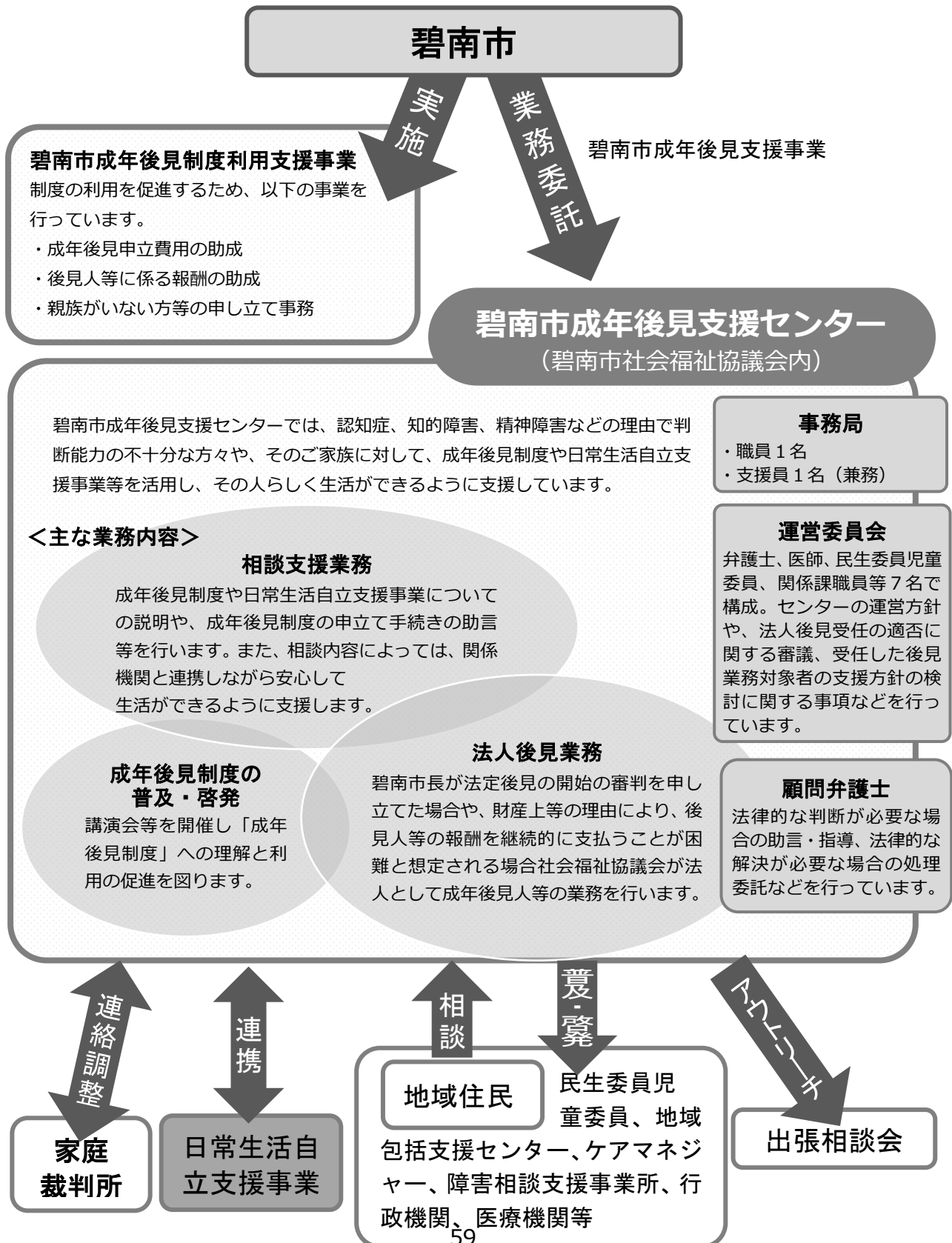
- 成年後見支援センターと連携し、対象者の把握や権利擁護に関する制度の普及、利用の促進を図ります。
- 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりやその中核機関の整備、制度の周知啓発や早期の相談支援、利用が困難な者に対する手続きや費用の支援等を行い、制度の円滑な利用を促進します。
- 高齢者や障害者、子どもに対する虐待を防止するとともに、加虐者の抱える課題についても、対応することのできる分野横断的体制の整備を促進します。

社協の取り組み

- 高齢者や障害者、子どもの様々な権利擁護に関する総合相談体制の充実を図り、その人らしい生活の実現に向けた支援を行います。また、判断能力への支援が必要な認知症高齢者や障害者等の権利を擁護するため、成年後見制度などへつながるための支援を行います。
- 地域において虐待、成年後見制度等をテーマにした権利擁護に関する講習会を開催するなど、誰でも安心して暮らせる地域づくりを進めます。

碧南市の成年後見制度関連事業のあらまし

碧南市では、碧南市成年後見制度利用支援事業として、成年後見申立費用や後見人等に係る報酬の助成や親族がいない場合の申し立てを実施するほか、平成28年度からは碧南市成年後見支援事業実施規程に基づき、社会福祉協議会に委託し、碧南市成年後見支援センターにて成年後見支援事業を行っています。



方向性 5 地域ぐるみの防災対策の充実

■ ■ 現狀・課題

大規模な自然災害が毎年のように発生する中、本市においても南海トラフ地震に伴う津波などの大きな被害が懸念されます。

アンケート調査によると、碧南市の福祉全般で重点的に取り組むべきことは、「災害時に配慮を必要とする方への支援」が、支え合う地域づくりのために地域で取り組むべきことについても、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」がそれぞれ最も高く、災害への意識が高いことがわかります。

また、支援が必要な人への日常の支援の考え方として「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」と回答した方は、支援が必要と思われる家庭に対して自身ができることとして「災害時の手助け」の割合が高い傾向にありました。

災害時の情報入手等で助けを必要とするかは、「必要とする」が約 3 割となっています。年齢別でみると、50 歳以上では年齢があがるにつれ「必要とする」が高くなる傾向がみられますが、20 歳代では「必要とする」が 80 歳以上に次いで高くなっています。近所で自力での避難ができない人については、「周囲の人が自発的に手助けすべき」が最も高くなっています。

また、団体ヒアリング調査によると、障害者等についても意思疎通や災害時の対応について支援が必要という意見がみられ、災害時に自ら避難することが難しい住民への対応を検討していく必要があります。一方で、近年は大きな災害がないことから、災害に対する意識そのものが薄れているという意見もみられます。

地域福祉推進会議では、事業所と地域が連携し、災害発生を具体的に想定した避難訓練を行っているという事例もみられました。また、防災は地域住民の誰もが身近に必要性を感じているため、地域づくりに関わる入り口として、防災に関する取り組みから働きかけるといいのでは、という意見もあげられました。

日ごろから隣近所で顔の見える関係づくりを進めることで、災害時にも助け合えるような体制がつくられます。一人ひとりが防災の意識を高められるよう、意識啓発や防災訓練等の地域の取り組みを促進することが求められます。また、避難に支援が必要な人をどう支援していくかを多様な地域の関係者が連携して検討することも大切です。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 大規模災害に備えた避難所運営や、資機材の取り扱いなどについて、自主防災会と協力し、防災訓練を実施します。
- 自主防災会の強化を図るとともに、各地域において大震災を想定した防災訓練を行う等、地域での防災対策を支援します。
- 災害時の避難行動要支援者の把握を進め、民生委員等に情報提供することなどにより日常的な見守り等を通じた災害時の支援の推進を促進します。
- 避難行動要支援者の支援に備え、地域の中で連携ができる体制づくりを支援します。

社協の取り組み

- 地域と連携し、災害等の非常時に備えた訓練の実施や、防災リーダー養成講座等による防災知識の普及・啓発に努めます。
- 避難行動要支援者の支援に備え、地域の中で連携ができる体制づくりを支援します。
- 防災ボランティア等を中心とした地域での自主的な防災活動を支援します。

方向性 6 地域の見守り・防犯活動の推進

■ ■ 現狀・課題

一人暮らしの高齢者や、核家族世帯等が増加する中、孤立を防止するための見守りが重要となっています。また近年、子どもや高齢者、障害者などを狙う悪質な犯罪が発生しており、安全な地域づくりが求められています。

団体ヒアリング調査では、防犯に対する意識づくりやネットワークの構築が必要といった意見や、交通安全のための環境整備などを求める意見があげられました。また、住民から声かけがある地域は、不審者が「この地域は防犯意識が高い」と考えると言われているため、地域全体であいさつを広めていくことが大切では、という意見もありました。

本市では、様々な地域の活動者や、社協、行政が連携し、パトロールなどの見守り体制が構築されています。

一人ひとりの防犯意識を高めるため、様々な手段で防犯に関する意識啓発を行うとともに、多様な主体が連携することで、地域ぐるみの防犯体制を強化することが求められます。

■ 今後の取り組み

行政の取り組み

- 民生委員やボランティア・市民活動団体、老人クラブ等との連携を図りながら、地域の自主的な見守り活動や、防犯活動を支援します。
- 小中学校等へ寄せられる不審者情報を電子メールにて周知し、保護者へ注意を促します。
- 犯罪の発生状況や特徴をホームページ等で周知するとともに、防犯教室を開催します。
- 青色回転灯を装着したパトロール車による市内巡回パトロール活動を実施するとともに、地域における防犯パトロールを支援します。

社協の取り組み

- 民生委員やボランティア・市民活動団体、老人クラブ等との連携を図りながら、地域の自主的な見守り活動や、防犯活動を支援します。
- 高齢者の悪質商法対策等、防犯に関する情報を提供していきます。

第 5 章 地区別計画

地区別計画とは、計画期間である令和 3 年度から令和 8 年度に各地区で優先して取り組むべき重点課題などを示したもので、市内 6 地区（新川地区・中央地区・大浜地区・棚尾地区・旭地区・西端地区）で 2 回実施した「地域福祉推進会議」での協議のもと策定しました。

地域福祉推進会議には各地区の代表者（連絡委員、老人クラブ、民生委員、こども会役員等）に参加していただき、地区ごとの重点課題や具体的な取り組みのアイデアについてワークショップ形式で話し合っていました。



地域福祉推進会議とは？

地域福祉推進会議は、平成 2 7 年度に第 2 次碧南市地域福祉計画の策定にあたり、「地域の出来事を 自分事として考える。」をテーマに地域福祉の課題や特性を共有し、地域住民が主体的に解決策を検討することを狙いとして地域福祉懇談会を開催したことをきっかけに、市内 6 地区で年に 2 回程度開催しています。

地域福祉推進会議では、各地区の代表者（連絡委員、老人クラブ、民生委員、P T A、こども会役員、青少年育成推進員等）や地域住民とともに地域の課題に対する検討を重ね、近年では多世代交流の機会や地域のつながりづくり、地域での見守りなど各地区の特色を活かした具体的な活動が展開されつつあります。

これまで行われた主な活動



地域の交流活動
(新川地区)



地域の交流活動
(大浜地区)



地域の交流活動
(中央地区)

今後は、次ページ以降に定めた重点課題について優先的に取り組み、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会として、また地域で活動する様々な個人、団体の交流の場として開催することにより、課題を抱えている人や世帯に気づき、お互いに支え合うことのできる地域づくりを目指します。

支え合うことのできる地域づくりのイメージを掲載予定です。
会議当日に配布します。

新川地区



データ・アンケートからみる状況

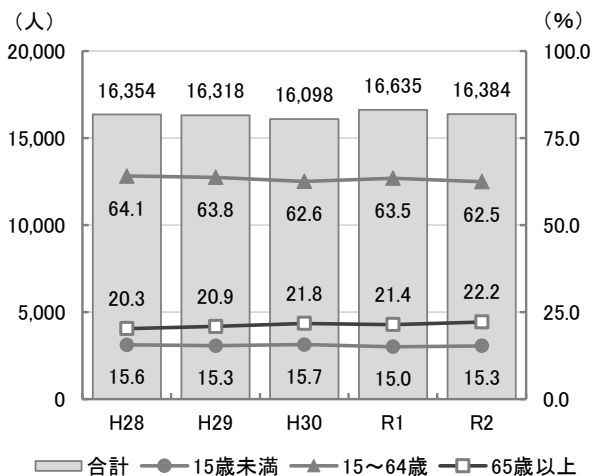
新川地区の総人口は平成30年までは減少していましたが、令和元年に増加、令和2年には再び減少に転じ、16,384人となっています。

他の地区と比較すると、総人口は旭地区に次いで多く、高齢化率は市全体よりやや高くなっています。

近所付き合いは、市全体と比較して「立ち話をする程度」が高くなっています。

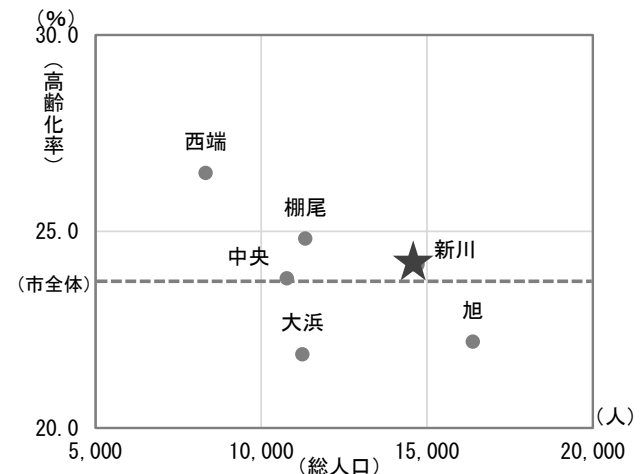
支え合う地域づくりのため地域すべきことは「近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



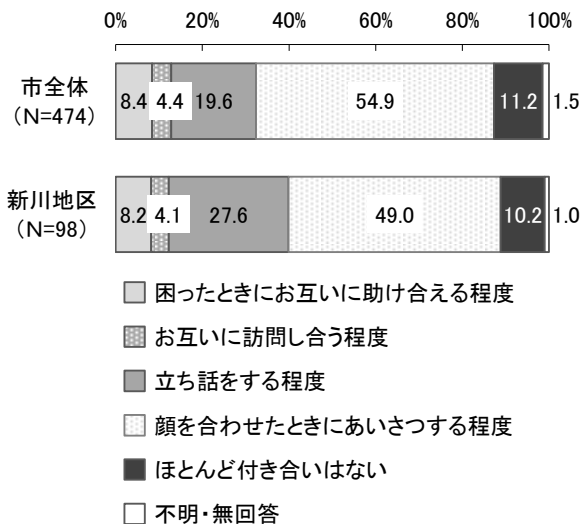
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

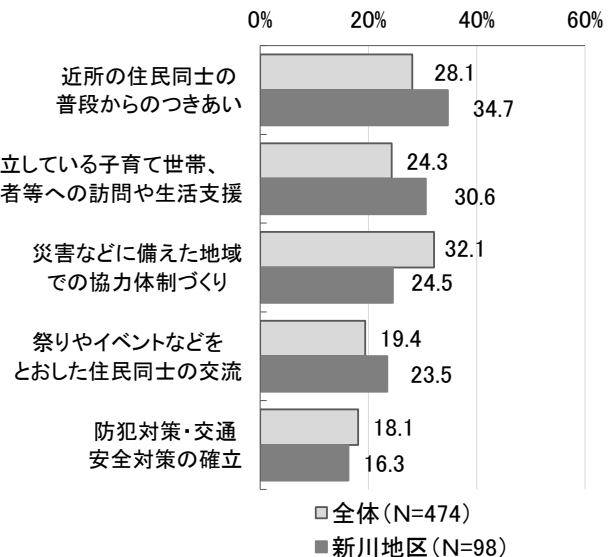


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

■近所付き合いの程度



■支え合う地域づくりのため地域すべきこと（新川地区上位5位）



重点課題と今後の取り組み案

みんなでつながろう！
まとうろう！

重点課題

ふくしへの関心を持とう！

「福祉」というと具体的なイメージがわきづらく、「自分とは関係ない」と考えてしまいます。しかし、「福祉」とは、「ふだんの 暮らしの しあわせ」のことです。そして、その主人公は「わたし」です。みんながしあわせになれるよう、「ふだんの 暮らしの しあわせ」について、関心をもち、考えていけるように取り組んでいきます。

重点課題

子どもや地域の方すべてに安全な暮らしを！

地域に住む子どもたちをはじめ、住民みんなが安全・安心に暮らしていくため、あいさつ運動を行います。住民同士が気軽に声をかけ合える“顔なじみ”の関係をつくることで、いざという時にも助け合えるまちづくりを目指します。

＼ こんなことをやっていきます！ ／

- 「ふくし」（ふだんの 暮らしの しあわせ）をわかりやすく PR する。地域福祉の取組を周知する。
- あいさつ（おかえり）運動を広める。
- 少しのおせっかいでできる関係づくりを目指す。
- 外出ができない人への声かけをする。
- 集まりやすい居場所をつくる。

中央地区



データ・アンケートからみる状況

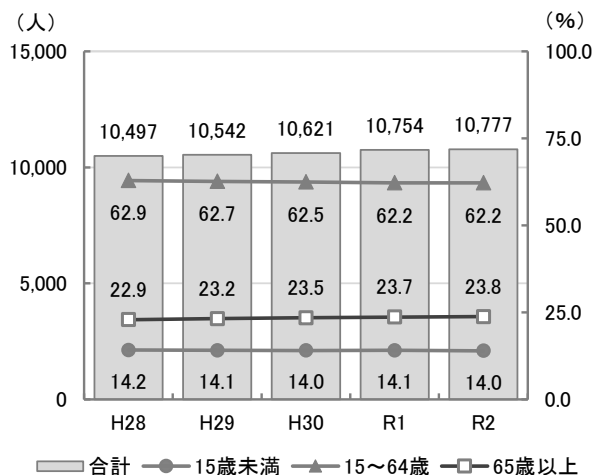
中央地区の総人口は年々増加しており、令和2年10,777人となっています。

他の地区と比較すると、総人口は西端地区に次いで少なく、高齢化率は市全体と同程度となっています。

近所付き合いは、市全体と比較して「困ったときにお互いに助け合える程度」「困ったときにお互いに助け合える程度」が高くなっています。

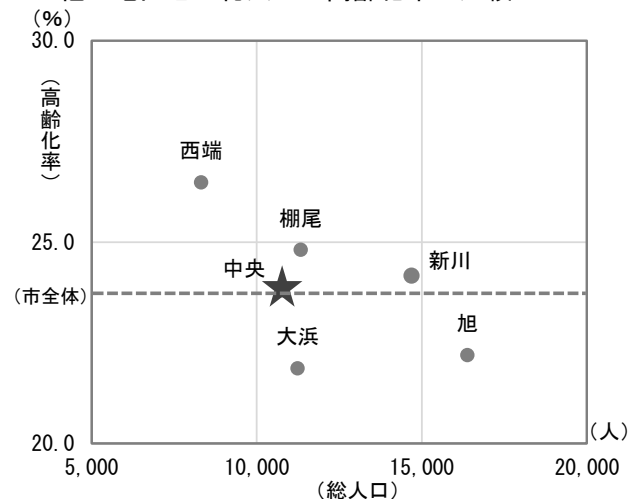
支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も高くなっています。市全体と比較すると、「多くの市民が参加できるような地域活動の仕組みづくり」が高くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



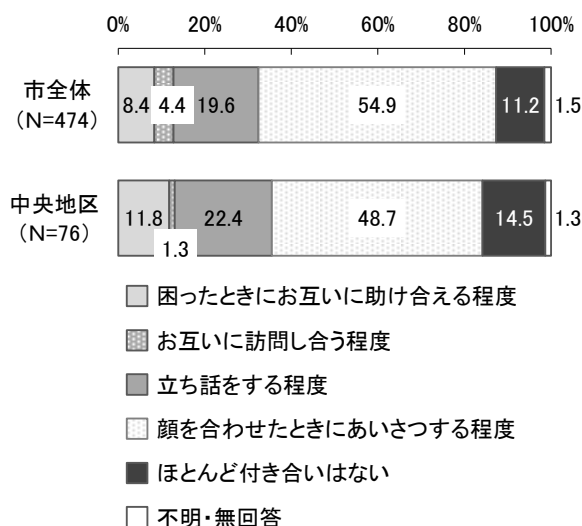
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

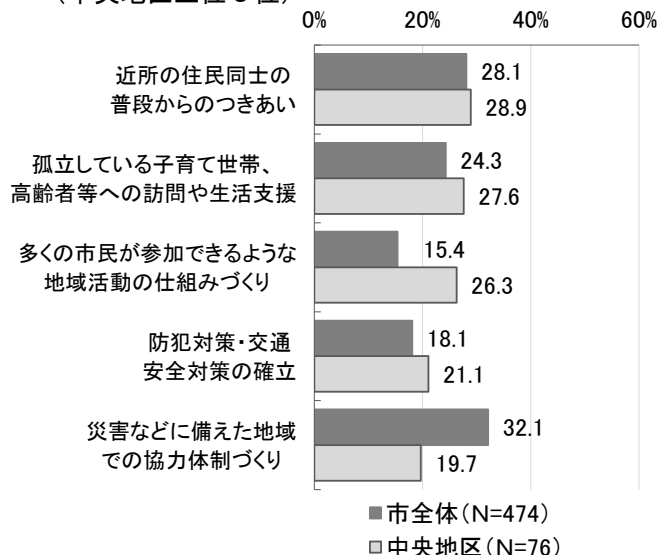


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

■近所付き合いの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと（中央地区上位5位）



重点課題と今後の取り組み案

重点課題

現在とりまとめ中のため、会議当日に配布します。

重点課題

＼ こんなことをやっていきます！ ／

-
-
-
-
-
-

大 浜 地 区



データ・アンケートからみる状況

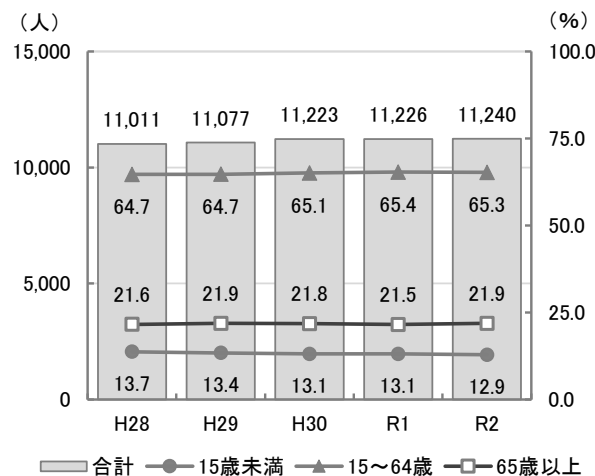
大浜地区の総人口は年々増加しており、令和2年11,240人となっています。

他の地区と比較すると、総人口は西端地区、中央地区に次いで少なく、高齢化率は6地区で最も低くなっています。

近所付き合いは、市全体と比較して「顔を合わせたときにあいさつする程度」が高くなっています。

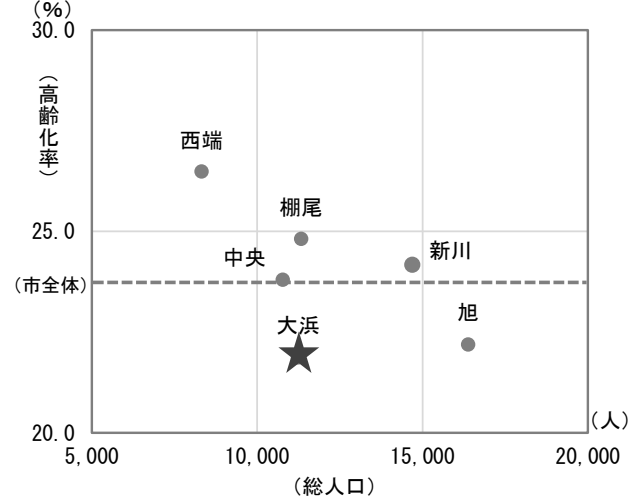
支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「多くの市民が参加できるような地域活動の仕組みづくり」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



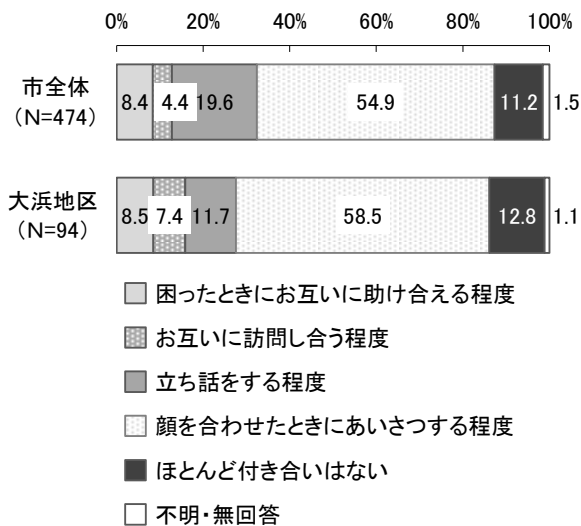
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

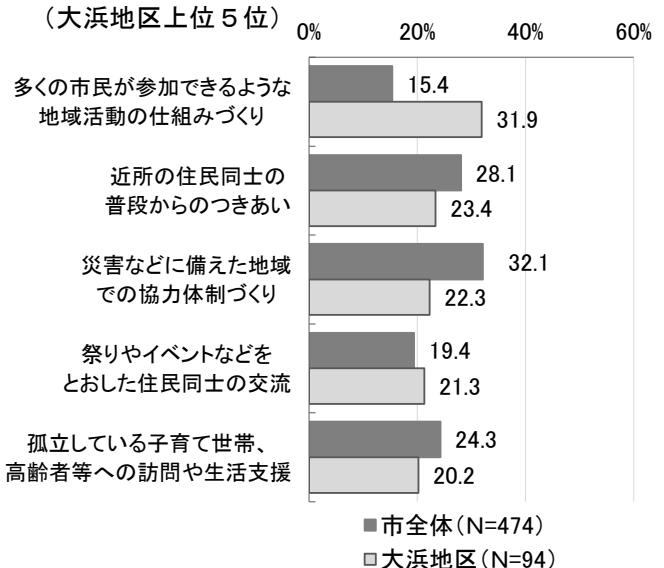


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

■近所付き合いの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと（大浜地区上位5位）



重点課題と今後の取り組み案

重点課題

現在とりまとめ中のため、会議当日に配布します。

重点課題

＼ こんなことをやっていきます！ ／

-
-
-
-
-
-

棚尾地区



データ・アンケートからみる状況

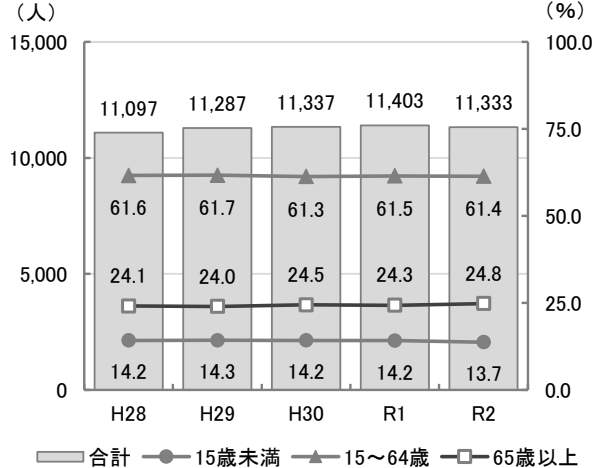
棚尾地区の総人口は令和元年までは増加していましたが、令和2年には減少に転じ 11,333 人となっています。

他の地区と比較すると、総人口は旭地区、新川地区に次いで多く、高齢化率は市全体より高くなっています。

近所付き合いは、市全体と比較して「顔を合わせたときにあいさつする程度」が高くなっています。

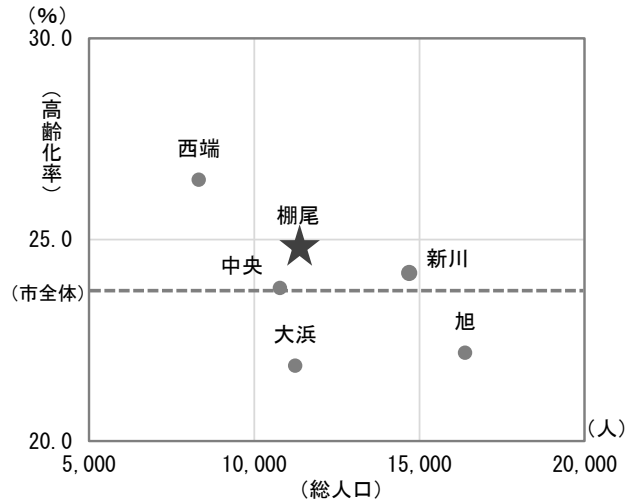
支え合う地域づくりのため地域すべきことは「多くの市民が参加できるような地域活動の仕組みづくり」が最も高く、市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



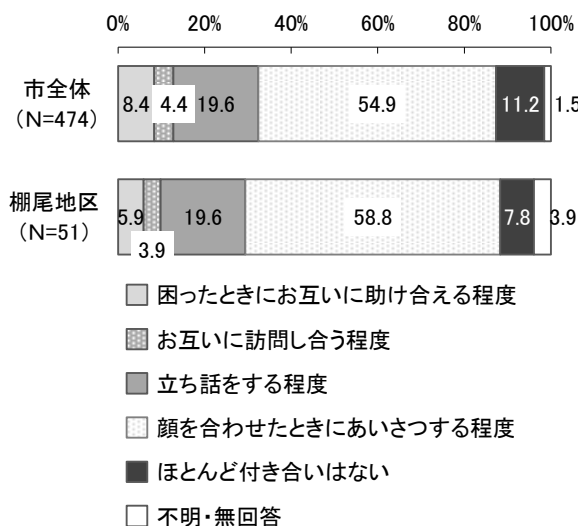
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

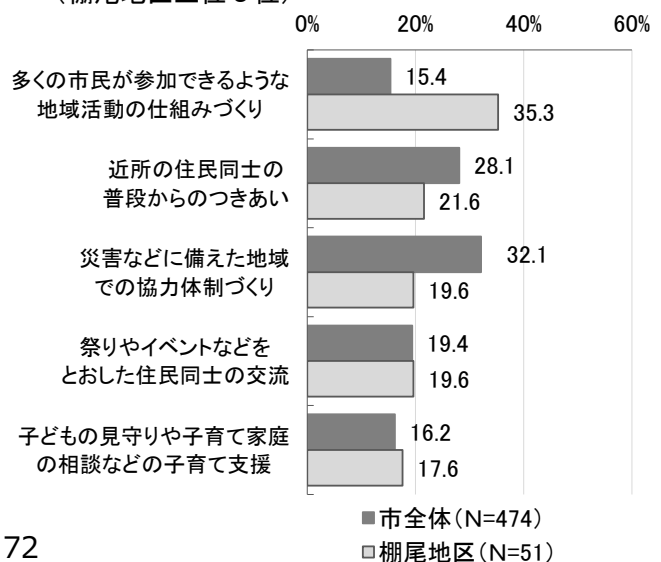


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

■近所付き合いの程度



■支え合う地域づくりのため地域すべきこと
(棚尾地区上位5位)



重点課題と今後の取り組み案

重点課題

現在とりまとめ中のため、会議当日に配布します。

重点課題

＼ こんなことをやっていきます！ ／

-
-
-
-
-
-

旭地区

データ・アンケートからみる状況

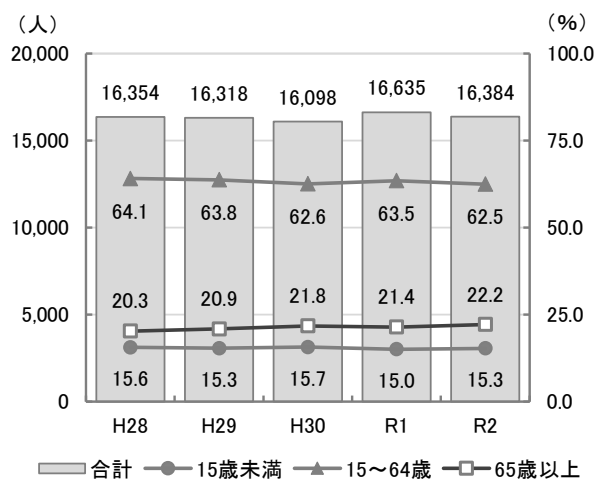
旭地区の総人口は平成30年までは減少していましたが、令和元年に増加、令和2年には再び減少に転じ、16,384人となっています。

他の地区と比較すると、総人口は6地区で最も多く、高齢化率は大浜地区に次いで低くなっています。

近所付き合いは、市全体と比較して「顔を合わせたときにあいさつする程度」が高くなっています。

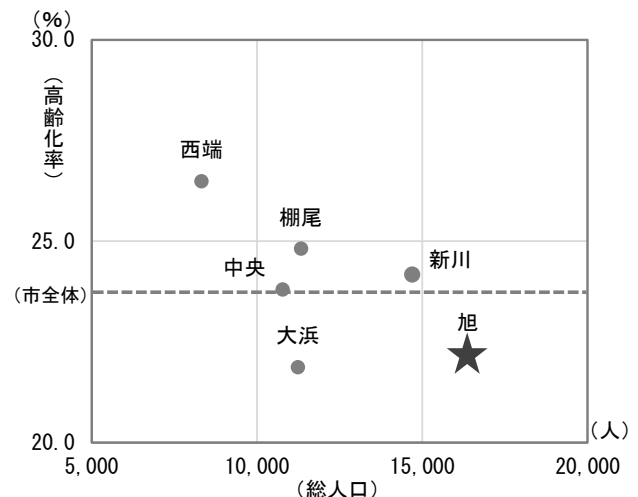
支え合う地域づくりのため地域すべきことは「多くの市民が参加できるような地域活動の仕組みづくり」が最も高くなっています。市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



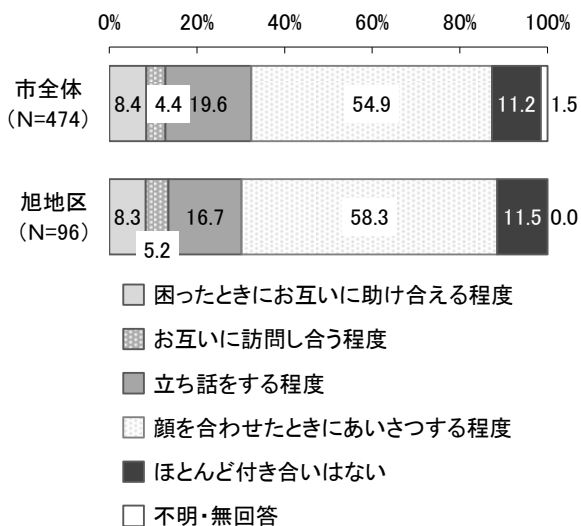
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

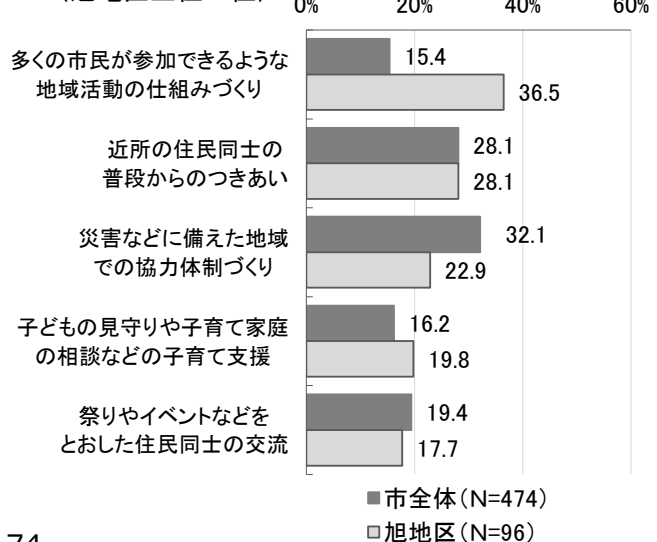


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

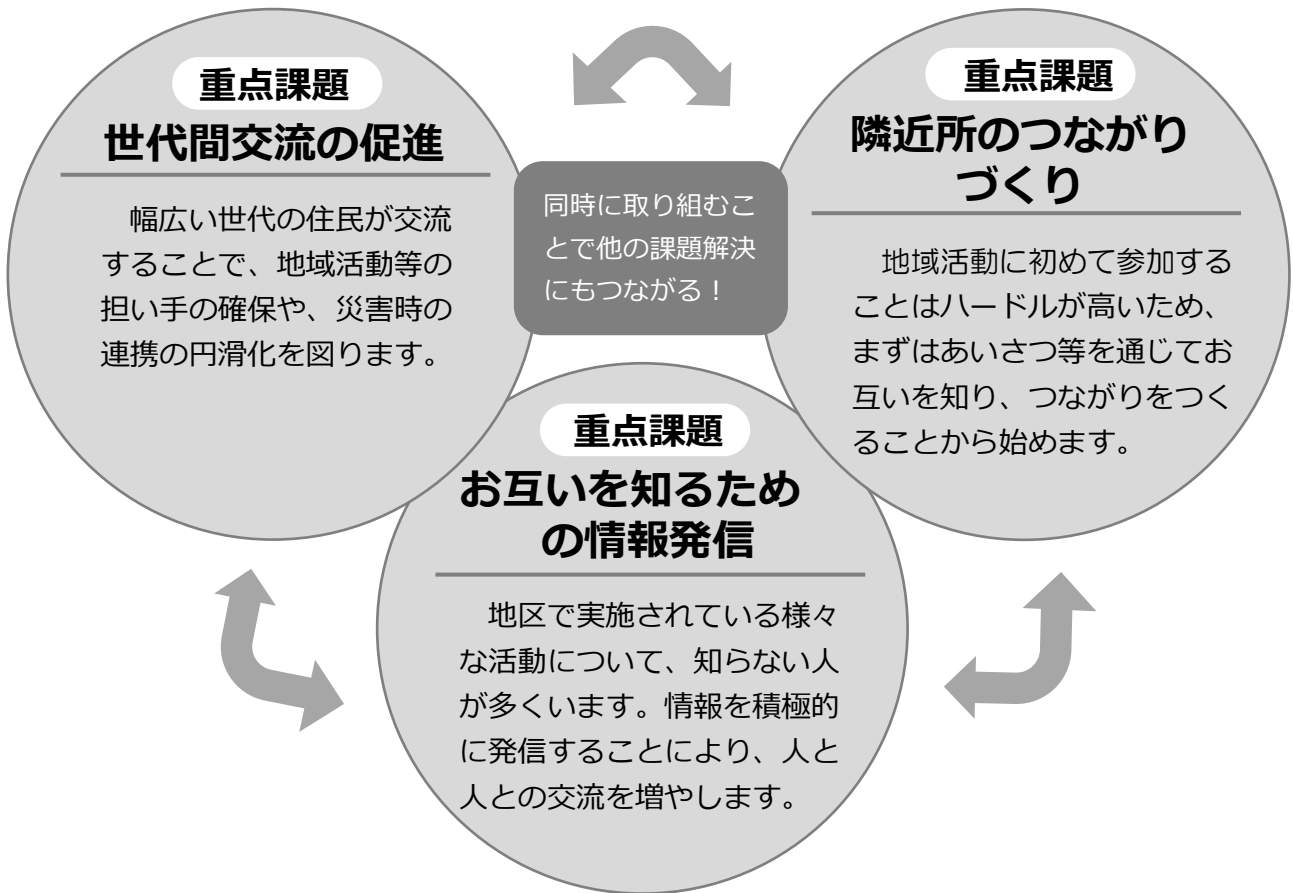
■近所付き合いの程度



■支え合う地域づくりのため地域すべきこと
(旭地区上位5位)



重点課題と今後の取り組み案



＼ こんなことをやっていきます！ ／

- 6年後のゴールを決めて、ステップアップできる取組みを1年1年掲げる。その成果を1年ごとにフィードバックする。
- 地域の既存の活動のつながりを生かし、活動内容等の情報共有や組み合わせることにより、新たな交流をつくっていく。
- 様々な人や団体が集まり、誰が来てもいい、相談や情報交換等が気軽にできる場をつくっていく。
- 地域活動への参加を促すため、チラシの配布や直接声をかける等、継続的な働きかけを行う。

西端地区



データ・アンケートからみる状況

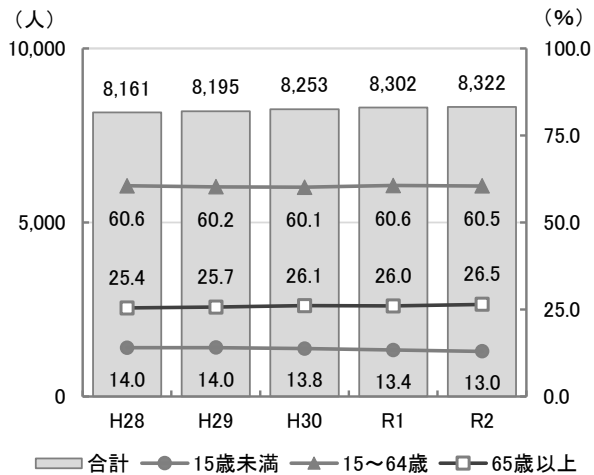
西端地区の総人口は年々増加しており、令和2年に8,322人となっています。

他の地区と比較すると、総人口は6地区で最も少なく、高齢化率は6地区で最も高くなっています。

近所付き合いは、市全体と比較して「顔を合わせたときにあいさつする程度」「立ち話をする程度」が高くなっています。

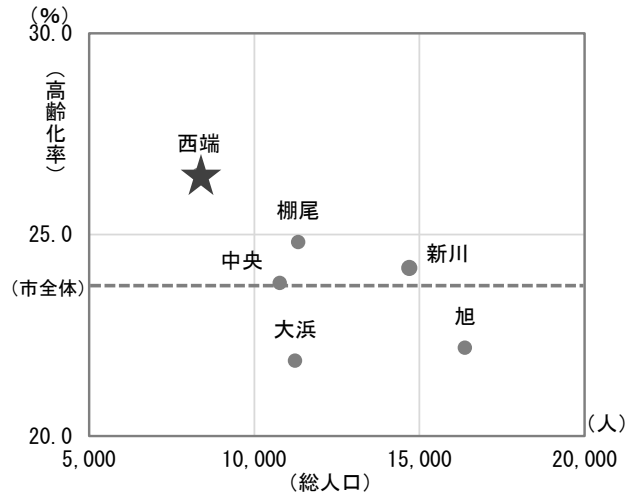
支え合う地域づくりのため地域ですべきことは「多くの市民が参加できるような地域活動の仕組みづくり」が最も高くなっています。市全体と比較しても高くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口割合の推移



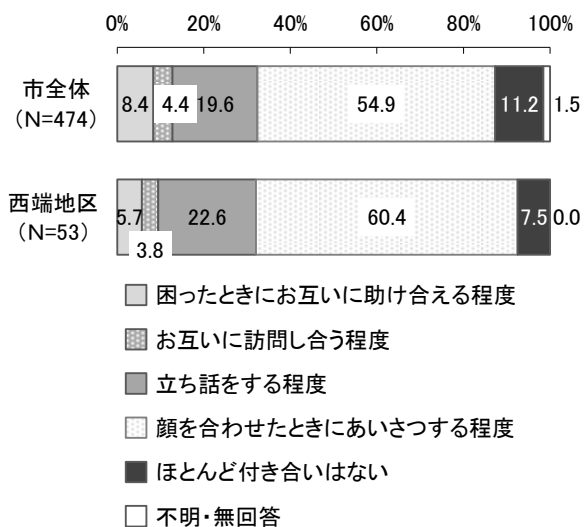
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■他の地区との総人口・高齢化率の比較

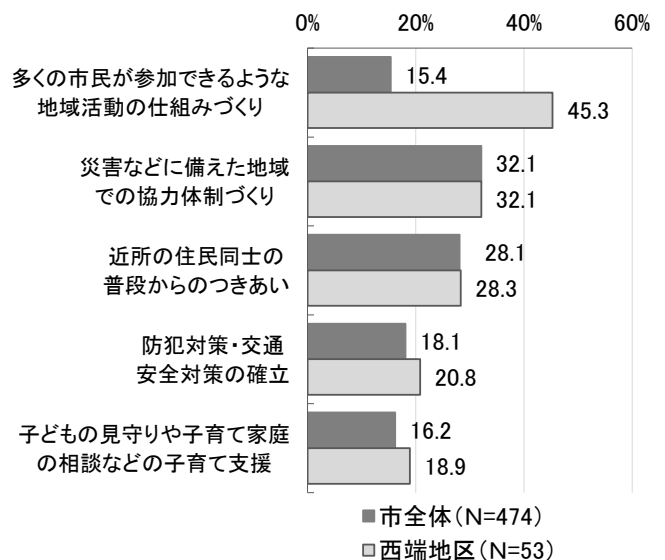


資料：住民基本台帳（令和2年4月1日）

■近所付き合いの程度



■支え合う地域づくりのため地域ですべきこと（西端地区上位5位）



重点課題と今後の取り組み案

重点課題 地域や住民を互いに知り、つながりをつくろう

住民同士が知り合い、会話ができるようになることで、困りごとを抱えた人を把握したり、支援につなげることができます。「困った」と言える日ごろの関係ができることで災害時にも助け合える地域づくりを目指します。つながりが広がり、まちを知ること、地域への愛着も育んでいきます。

重点課題 無理せず楽しめる活動を続けよう

クラブ活動や趣味活動、防災活動、茶話会など、参加しやすい活動、楽しい活動を通じて知り合いを増やしていくことで、「やらされ感」なく地域の活動を継続していきます。

＼ こんなことをやっていきます！ ／

- ざっくばらんな井戸端会議やごみ回収の立ち当番、清掃活動など、負担にならない形で顔なじみの関係をつくっていく。
- 何気ない日ごろのやりとりをする中で、支援が必要な人を見つけたり、見守りをしていく。
- 日ごろのつながりによって、災害時も手助けできる関係をつくる。
- カフェちゃのま、再青会といった活動を活かしながら、個人や団体を巻き込んだり、企業との協力も進めていく
- 楽しい活動を通じて、地域のつながりをつくる。
- 防災活動を活かし、地域活動に欠かせない男性の参加を促していく。また、老若男女、外国籍の方など多くの方が地域のことに気づけるきっかけをつくる。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉の推進は、市民を始めとして地域の活動団体、社協、市などがそれぞれの役割を果たし、互いに協力・支援しながら、地域の福祉力向上に取り組んでいく必要があります。

地域の生活課題の複雑・多様化により、重層的な地域内での支援体制の構築及び専門的な支援による対応が求められていますが、実効性を確保するため、庁内の関係課や社協はもとより、地域住民や活動団体等、多様な主体が連携することが大切です。

また、地域福祉に関わる課題は、福祉分野のみならず、防災や文化芸術、まちづくりなど、様々な分野と関係するため、横断的な連携により各種施策を推進します。

2 計画の普及啓発

地域福祉の普及・啓発に向けては、市と社協の広報誌やホームページ等様々な機会を通じて周知します。また、地域福祉推進会議に様々な住民が参加できる取り組みを進めた上で、地域の課題や地区の活動、進捗状況、理想の地域像について会議の参加者で共有し、その取組の様子を広く地域に周知することにより理解の輪を広げます。

3 計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を高めるため、PDCA（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））サイクルにより、毎年、庁内の関係課や社協における進捗状況を「地域福祉計画推進委員会」において総合的に評価し、必要に応じて計画や施策内容の見直し・改善を行います。

地区別計画について市や社協は、各地区で開催する地域福祉推進会議において、地域住民への参加の働きかけや、地区の現状の共有及び今後の取り組みの支援を行います。

資料編

1 令和2年度碧南市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	役職名	委員氏名	団 体 名
1	委員長	河原 厚司	碧南市民生委員児童委員協議会
2	職務代理	杉浦 邦俊	碧南市社会福祉協議会
3		長谷 基宏	碧南市連絡委員
4		禰宜田 知司	碧南市老人クラブ連合会
5		古井 露子	碧南市主任児童委員
6		鈴木 たか子	碧南市身体障害者福祉協会
7		牧野 昭彦	碧南市手をつなぐ育成会
8		對馬 幸司	社会福祉法人樫の木乳幼児福祉会
9		服部 千代美	碧南市健康推進員
10		磯貝 雅樹	碧南市おやじの会連絡会
11		永坂 幸子	碧南市ボランティア連絡協議会
12		鳥居 寛英	碧南保護区保護司会 碧南支部
13		立花 明德	碧南市小中学校校長会
アドバイザー			
		野尻 紀恵	日本福祉大学教授

2 碧南市地域福祉計画策定委員会規程

平成17年5月30日

碧南市訓第12号

(設置)

第1条 碧南市地域福祉計画を策定するに当たり、広く市民の要望及び意見を反映させるため、碧南市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、碧南市地域福祉計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が任命する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する

3 ヘきなん地域福祉ハッピープラン策定の経緯

実施日	内容
令和2年4月22日（水）	第1回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和2年5月（書面開催）	第1回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和2年5月22日（金）から 令和2年6月4日（木）まで	市民意識調査
令和2年6月26日（金）から 令和2年7月10日（金）まで	団体調査
令和2年7月27日（月）から 令和2年8月21日（金）まで	第1回地域福祉推進会議（6地区で開催）
令和2年9月1日（火）	第2回碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会
令和2年9月9日（水）	第2回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和2年9月9日（水）から 令和2年9月30日（水）まで	第2回地域福祉推進会議（6地区で開催）
令和2年10月27日（火）	第3回碧南市地域福祉計画策定委員会
令和2年12月	福祉健康部会報告（市議会に報告）
令和3年1月4日（月）から 令和3年2月3日（水）まで	パブリックコメント募集
令和3年2月26日（金）	第4回碧南市地域福祉計画策定委員会